

# 目 次

令和8年3月17日（火曜日）	
議事日程（第3号）	
議会運営委員会委員長報告	6 2
開議（午前9時30分）	6 2
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	6 2
（総務建設常任委員会）	6 3
（教育民生常任委員会）	6 7
委員長報告に対する質疑	6 9
（総務建設常任委員会）	7 0
（教育民生常任委員会）	7 0
一般質問	7 0
6番（大野一行君）	7 0
休憩（午前10時41分）	8 1
再開（午前10時50分）	8 1
4番（小川務君）	8 1
11番（宮原隆昌君）	8 9
7番（鈴木美香君）	9 2
1番（岡本真澄君）	1 0 0
休憩（午後0時03分）	1 0 6
再開（午後1時00分）	1 0 7
8番（福本達雄君）	1 0 7
9番（福本耕太君）	1 1 1
討論、採決	1 2 5
（議案第1号～議案第12号及び議案第19号～議案第29号）	
議案の上程、提案理由の説明	1 3 9
（議案第30号～同意第3号）	
提案理由に対する質疑（議案第30号～同意第3号）	1 4 0
討論、採決（議案第30号～同意第3号）	1 4 1
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	1 4 3
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	1 4 4
討論、採決（発議第2号）	1 4 4

議員の派遣	1 4 7
閉会中の継続調査申出	1 4 7
閉会（午後 2 時 2 9 分）	1 4 8

## 令和8年3月17日（火曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（森 英樹君）
4 番（小川 務君）	5 番（井藤茂信君）	6 番（大野一行君）
7 番（鈴木美香君）	8 番（福本達雄君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（宮原隆昌君）	12 番（濱野良一君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷 淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山口力也）

## 議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下 学）
--------------	----------

## 議事日程 第3号

別紙のとおり

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議に先立ちまして、本日 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、本日 9 時から委員会室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より、議案第 30 号 工事請負契約の締結について、議案第 31 号 工事請負契約の締結について、同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命について、同意第 3 号 土庄町監査委員の選任についての議案が提出され、議員より、発議第 2 号 米国とイスラエルに対し即時停戦を求める意見書についてが提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 3 号のとおりであります。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

## 開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託された、令和8年度当初予算及び条例議案について、3月9日に委員会を開催し審査しましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

まず、議案第19号の総務課所管部分の予算は、職員給与費を除き、7億749万4千円で、前年度に比べ2億1520万9千円の減となっており、減額の要因としては、合併70周年記念事業、参議院議員選挙費、土庄町長選挙費、土庄町大部財産区議会議員選挙費の皆減、行政情報システムの管理事業の減などによるものです。

主な事業として、地域デジタル化の促進、地域防災力強化にかかる地域おこし協力隊の採用や、地理空間データ連携基盤構築等にかかる経費が、新たに計上されています。

委員から、地域防災力強化促進事業における地域おこし協力隊の専門知識について質問があり、応募にあたって専門資格の保有等の条件は付けてないが、防災の知識や経験についての経歴等を重視して採用したいとの回答がありました。

次に、条例議案について説明があり、議案第1号 土庄町行政手続条例の一部を改正する条例は、行政手続法の改正に準じ、聴聞の通知の公示の方法について見直しを行うため、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第3号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例は、令和6年の国家公務員の旅費制度の改正等に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第4号 土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、土庄町職員等の旅費支給条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第5号 土庄町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、土庄町職員等の旅費支給条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第6号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、土庄町職員等の旅費支給条例の一部改正に伴い、本条例の

一部を改正しようとするもの。

議案第 7 号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例は、令和 7 年人事院勧告及び香川県人事委員会勧告による土庄町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第 8 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、令和 7 年人事院勧告及び香川県人事委員会勧告を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするもの。

議案第 9 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、令和 7 年人事院勧告による土庄町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであると、それぞれ説明がありました。

議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について、総務課所管の 1 施設が指定期間の満了により、あらためて 5 年間の指定管理者を定めるものとの説明がありました。

続いて、議案第 19 号の企画財政課所管部分の予算は、25 億 5420 万 7 千円で、前年度に比べ 1 億 7484 万 8 千円、7.3%の増となっており、増額の主な要因としては、移住定住促進事業、離島振興事業、豊島地区シャトルバス運行事業、公債費などが増額となったことによるものです。

主な内容として、ユカリノ SPACE の外階段にかかる手すり等の整備、地域おこし協力隊制度を活用した地場産品や町の魅力発信、シャトルバス運行体制見直しによる豊島内の移動利便性の確保を行うとともに、大型公共工事にかかる借入金の償還開始及び利率上昇により公債費が増加していると説明がありました。

次に、議案第 2 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、令和 8 年度より、郡内外を問わず使用料を統一するとともに、半個室ブースをコワーキング・コラーニングスペースの一部として取り扱うこと、また中学生・高校生・大学生の使用料を 1 日 110 円とするほか、休室日を水曜日から日曜日に変更するとの説明がありました。

議案第 19 号の建設課所管部分の予算は、8 億 8737 万 2 千円で、前年度に比べ、1 億 4126 万 7 千円、13.7%の減となっており、減額の主な要因は、沖之島離島架橋事業が減額となったものです。

主な事業として、沖之島離島架橋工事、大谷ポンプ場管理工事、青門ヶ丘住宅外壁改修工事、行者原既存住宅解体工事を予定していると説明がありました。

次に、議案第 21 号 令和 8 年度港湾整備事業特別会計は、2639 万 5 千円で、前年度より 52 万 7 千円の増額となっています。

議案第 22 号 令和 8 年度宅地造成事業特別会計は、1411 万 2 千円で前年度よ

り 5 万 9 千円の増額となっています。

委員から「道路台帳の電子化は単年で完了するのか」との質問があり、町道 329 路線の道路台帳電子化を単年で完成させる予定であるとのことでした。

議会事務局・監査委員事務局より、議案第 19 号の所管部分の予算は、8181 万 2 千円で、前年度に比べ 16 万 7 千円、0.2%の増となっており、増額の主な要因は、会計年度任用職員の給与額見直しによるものとの説明がありました。

続いて、議案第 19 号の農林水産課所管部分の予算は、3 億 6661 万 2 千円、前年度に比べ 5201 万 8 千円の増額となっており、増額の主な要因は、令和 7 年度から王子前漁港で実施している漁港施設機能保全事業について、令和 8 年度から埋立地の矢板式護岸の補修工事を実施することによるものです。

主な事業として、令和 7 年度より実施している農業インターンシップの事業拡大や豊島「食プロジェクト」推進事業で新たに地域おこし協力隊を募集するほか、水産振興事業では「小豆島の海」を再現した体験型ワークショップを実施するとの説明がありました。

次に、議案第 23 号 令和 8 年度大鐸財産区事業特別会計の予算は、225 万 7 千円、前年度に比べ 19 万 7 千円の減額です。シカ柵の修繕延長を見直したことにより減額しているとの説明がありました。

次に、議案第 27 号 令和 8 年度農業集落排水事業会計の予算は、収益的収支の収入及び支出について、それぞれ 1547 万 7 千円で、前年度より 104 万 6 千円の増額です。主な要因としては、設備の老朽化による修繕費によるものです。

また、資本的収支の収入は 43 万円、支出は企業債の償還金で 43 万円を計上しているとの説明がありました。

次に、議案第 28 号 公有水面埋立てについて、県道屋形崎小江湊崎線の整備工事に伴う公有水面埋立てについて、埋立て区域は小江地区で、土庄町長の意見を求められたため、意義のない旨回答したいとの説明がありました。

次に、議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について、対象となる農林水産課所管の 2 施設の指定管理者の指定について、指定期間の満了により、あらためて 5 年間の指定管理者を定めるものとの説明がありました。

委員から有害鳥獣被害防止対策事業の減額について「捕獲対象の鳥獣が減っているのか、捕獲する人が減っているのか」との質問に、捕獲対象の鳥獣の数が減っているとの回答がありました。

続いて、議案第 19 号の商工観光課所管の予算は、3 億 9434 万 7 千円で、前年度に比べ 4863 万 9 千円の減です。

商工振興費は、雇用対策や地域経済循環創造事業いわゆるローカル 10000 プロジェクト、特定地域づくり事業協同組合、販路開拓支援補助や中心市街地活性化支援などにかかる費用との説明がありました。

観光費は、エンジェルロード公園駐車場や豊島のレンタサイクルなどの経費との説明がありました。

また、アニメを活用した観光地づくりや小豆島町と連携しグリーンデザインネーションゴールドアワード獲得を目指して持続可能な観光を推進する費用、日本遺産の推進、連携都市との交流にかかる費用などの説明がありました。

委員から、エンジェルロード公園駐車場の決済方法についての質問があり、キャッシュレス決済にも対応しているとの回答がありました。

また、瀬戸内国際芸術祭の数字的な経済効果についての質問があり、宿泊者数や入湯税の歳入が増えていると回答がありました。

続いて、議案第 19 号の会計課所管部分について、入札事務費は、入札契約監視委員会の委員報酬や電子入札システム使用料などで、会計事務費は、会計年度任用職員の報酬及び手当、庁内で使用する消耗品等を一括購入するための費用、各金融機関へ支払うための手数料、財務会計システムの利用料、町有施設における NHK 受信料などを計上しており、歳入では、町預金利子、収入印紙と県証紙の売捌手数料を計上しているとの説明がありました。

委員から「テレビ受信料は庁舎のテレビ受信料か」と質問があり、庁舎ほか 27 施設の 48 契約分の受信料を計上しているとの回答がありました。

続いて、議案第 19 号の税務課所管部分の予算は、1 億 4792 万 4 千円で、前年度に比べ、983 万 6 千円、7.1%の増となっており、増額の主な要因は、税務手続デジタル化推進事業で、国民健康保険税と後期高齢医療保険料において、QR コードによる公金収納などのシステム対応経費によるものです。

歳入の町税については、178 万 1 千円減の 14 億 8361 万 2 千円の見込みで、減額の主な要因は、軽自動車税の環境性能割が令和 8 年 4 月から廃止されることによるものです。

固定資産税は、土地の評価額の下落傾向及び新增築家屋の減により微減となっています。

個人町民税は、働き世代の減少などによる納税義務者数の減少傾向により微減、法人町民税は、微増を見込んでいるとの説明がありました。

委員から、香川県と小豆二町の宿泊税導入検討が重複することについて質問があり、今後、香川県と調整を行っていくとの回答がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から、議案第 19 号 令和 8 年度一般会計予算の総務課所管部分と議会事務局所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

当委員会に付託された、令和 8 年度当初予算及び条例議案について、3 月 10 日に委員会を開催し審査しましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より、議案第 19 号の教育総務課所管部分について説明があり、主な事業として、こどもさくら公園維持管理費は、指定緊急避難場所としての機能を付加するための防災トイレの整備、小学校維持管理費は、土庄小学校体育館に空調設備を整備し、豊島小中学校についても整備に向けた設計業務を実施するとのことでした。

委員から、こどもさくら公園の防災トイレ整備費の財源や工期、フレトピアフェアなどのイベント開催への影響について質問があり、執行部から財源は離島活性化交付金、過疎債を充当しており、工期は令和 8 年 6 月から 8 月の予定で、9 月以降のイベント開催に間に合うように進めているとの回答がありました。

また、土庄小学校体育館の空調設備について、他市町の整備費より高額となる理由について質問があり、整備費は、体育館の規模や断熱工事をどの程度実施するかで変動するとの説明がありました。

議案第 10 号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例は、放課後児童クラブの実施時間の見直しに伴い、条例の一部を改正するもの、議案第 11 号 土庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法の規定により、条例において基準を定めることとされているものであり、実施する事業者が、乳児等のための支援給付の対象となるために遵守しなければならない基準であるとの説明がありました。

続いて、生涯学習課より、議案第 19 号の生涯学習課所管部分の予算額は 4 億 3662 万円で、前年度に比べ、1 億 5158 万 5 千円、53.2%の増となっており、増額の主な要因は、土庄第二体育館長寿寿命化事業の実施によるものであるとの説明がありました。

主な事業として、土庄第二体育館の長寿命化のほか、総合会館の照明設備 LED 化のための設計業務委託、高見山公園の公園施設長寿命化計画の策定業務委託を予定していると説明がありました。

委員から「地域おこし協力隊の起業・就業支援金について対象は決定しているのか」と質問があり、決定しており支援する方向で進めているとの説明がありました。

続いて、健康福祉課より議案第 19 号の健康福祉課所管部分の予算額は 20 億

4405万9千円で、前年度と比較して7390万円の減となっているとの説明がありました。

新規事業として社会福祉法に基づく地域福祉計画並びに障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定するための費用を計上していること、また、敬老事業の補助金を5千円から3千円に見直し、削減分を通院等困難者支援事業、介護用品等給付事業に充当すること、また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センター事業を実施することなどの説明がありました。

委員から、医療従事者確保対策事業補助金について質問があり、執行部から、香川医大に地域医療を充実させるための講座を設置し、そこで、地域医療に関する研究実践、医師の養成等を行うための費用のほか、医療従事者のスキルアップ研修や人材確保に向けた就活フェアの参加にかかる費用等を補助金として支出するものであるとの説明がありました。

次に、議案第20号 国民健康保険事業特別会計予算は、前年度と比較して1325万9千円減の17億158万5千円で、被保険者数の減少等により、国民健康保険税は減収の見込みであるとの説明がありました。

次に、議案第24号 介護保険事業特別会計予算は、前年度と比較して2626万4千円増の19億9814万8千円で、新規事業として高齢者が住み慣れた在宅で自立した生活を継続できるよう支援することを目的とした訪問型サービスC事業を実施するための費用を計上しているとの説明がありました。

次に、議案第25号 福祉サービス事業特別会計予算は、人件費の増額等により、前年度と比較して643万8千円増の1億147万9千円であるとの説明がありました。

次に、議案第26号 後期高齢者医療事業特別会計予算は、前年度と比較して4459万7千円増の3億4448万1千円で、後期高齢者医療保険料は、増収の見込みであるとの説明がありました。

次に、議案第12号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険の被保険者が亡くなった際に支給する葬祭費の支給額を5万円から3万円に変更するための改正であり、令和8年4月1日以後の葬祭費から適用するとの説明がありました。

次に、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について、健康福祉課所管の6施設が指定期間の満了となるため、改めて指定管理者を指定しようとするもので、指定の期間は令和8年4月1日から5年間であるとの説明がありました。

続いて、住民環境課より、議案第19号の住民環境課所管部分の予算額は、7

億 8285 万 1 千円で、前年度に比べ 4 億 8736 万 4 千円、38.4%の減であるとの説明がありました。

戸籍住民基本台帳費は、令和 7 年度に基幹業務システム・戸籍システムの標準化に伴うシステム入れ替えが完了したことにより減額、塵芥処理費は、浜崎地区の燃えるごみの収集を民間委託すること等により増額、し尿処理費は、御影浄苑基幹改良工事が終了したことにより減額、水道事業費は、国からの交付金が増額されたことを受けて、令和 9 年度に予定されている工事を前倒しで実施することにより増額となるとの説明がありました。

委員から、マイナンバーカード運用についての質問があり、執行部から、各課との連携、先進事例の研究をしながら、利用が進むよう努めていきたいとの説明がありました。

また、老朽危険空き家除去支援事業についての申込件数についての質問があり、執行部から 1000 件（後ほど訂正あり）を超える申請があるとの説明がありました。

次に、議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定については、住民環境課所管の 2 施設が指定期間の満了となるため、改めて指定管理者を指定しようとするもので、指定の期間は令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間であるとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から、議案第 19 号 令和 8 年度一般会計予算の住民環境課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会へ付託された審査の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

すみません。一部訂正させていただきます。

住民環境課の部分で「執行部から 1000 件を超える申請があると説明がありました」と言いましたが、「100 件」の言い間違いでした。申し訳ございません、訂正いたします。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。  
総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。  
質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。  
質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

6番 大野一行君。

○6番（大野一行君）

6番、大野です。

まず初めに、議長から許可をいただいております。一言申し上げておきたいと思っております。

私たち議員が委員会等で、再三、意見、質問しておりますが、今年度から、前三枝町長の行った敬老祝い金、これが2000円上げられておりました。

これが今回、元の3000円になりました。差額の2000円は、通院困難者等のタクシーチケットなど、さまざまな有意義な方向に使われることになりました。

そのことは、評価をしながら、私の一般質問に入りたいと思っております。

先ほどの件は、この施政方針にも書かれております。

まず、質問です。1 件目、町営住宅使用料の滞納案件について伺います。

前振りとして、令和 7 年度の決算特別委員会において、委員から指摘をされました住民環境課所管の町営住宅使用料の滞納案件について伺います。

まず、行政がこの案件をいつ頃から掌握されているのかを伺います。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

住民環境課所管の町営住宅使用料に滞納があることについては、私が着任した令和 5 年度に、令和 4 年度決算を見て約 220 万円の未収金があることを認識いたしました。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

答弁では令和 5 年度ということでしたが、この案件が過去に行政で議論されていたのか伺います。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

2 つ目のご質問にお答えします。

平成 23 年度から令和 3 年 7 月までは、全庁的に債権管理室で滞納整理の事務を実施しておりました。

その後は、住民環境課から分納等による滞納使用料の入金を促してきたところであります。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

課長の答弁では、債権管理室が扱ってきた案件だということでございます。

私、この債権管理室については、議員になる前から伺っておりまして、税金に関してもかなり頑張っておられて、税収も増えたというふうには伺っておりました。

この債権管理室が、いつ頃、見当はついてますけれども、たぶん前任者の三枝町長のときになくしたと思うんですが、せっかく機能していた債権管理室が、なくなったというのは、やめたというのはいつ頃でしょうか。

どのときの町長ですか、お答えください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

債権管理室が終わった時期としますのは、令和3年7月でそのときの三枝町長のときでございました。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6番（大野一行君）

この公営住宅っていうのはもちろん税金で賄っているわけですから、確かに、それぞれの管理者のさまざまな事情がおありでしょうけれども、少なくとも行政のほうが、職員がしっかりチェックをして、あるいは、議会の方でも私たち含めて、議会のチェック等含めて少なくとも今おっしゃった金額200万台では、ちょっと多すぎるのではないか。確かに無理なところがありまして、幾らかの滞納は出るでしょうけれども、金額聞きますと少し多過ぎるのではないか。

つまり、厳しく申し上げると職務怠慢と言わざるを得ません。そういう意味では、この課長おっしゃった、気がついたときからの現在わかっている調査をしてわかっている内容、どういう事情でこの案件が今だに生じているのかお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

島原課長。

○住民環境課長（島原正喜君）

3つ目のご質問にお答えします。

令和7年度当初時の滞納者は27人で、滞納の一番古いものは平成18年度のものとなっています。担当課の対応としては、滞納リストの整理を行うとともに、滞納者に対して分納や保証人などにより未納分を減らすよう、入居者の家族や保証人などに滞納分の支払いについて連絡をとっております。現時点で滞納分を完納した6名を含み、約20万円を回収しております。しかしながら、未納があるまま退去、町外に転出してその後行方が不明になった者、入居者の死亡等により、滞納整理がなかなか進んでいないのが現状です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6番（大野一行君）

大変苦勞はされているとは思いますが、こうして議会で質問されるほど、明らかになった時点で、きっちりと時間をかけて精査をしてできるだけ先送りをしないで、これずっと経過を聞きますと、先送りしてきて溜まってきているというのもあるわけですから、この際、きっちりと清算をするべきだというふうに私は考えます。

1 点大切なのは、今、滞納しながら入っている方には、分割をしながらとか、さまざまな責任をとりながら、入居はしていただければならないのかなという、その辺は専門家の皆さんがさまざまな知恵を絞って、誠心誠意、清算に向かって頑張っていたいただきたいと思います。

私の最終的な言いたいことは、もう先送りはしない。この際、時間かけてでも徹底して整理をする。そして、本当に一からきっちり始めるか、再度、債権管理室みたいなのをちゃんをつくって、本当にきっちりとしていくということであれば、住民の皆さんから信用されなくなります。

職員の行動、そういうものが非常に大切なことですから、責任ある町長か副町長のご答弁をお願いします。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

町営住宅の家賃につきましては、税金とは異なり強制徴収権がございませんので、個々の事情を勘案しながら、納付相談や分割納付の調整、それから督促などを繰り返し行う必要がございます、率直に申し上げて、徴収事務の負担には大きいものがございます。

しかしながら、きちんと負担をされている入居者との公平性を確保する観点からも、滞納の解消に向けた取り組みは大変重要であると認識をしております。

町といたしましては、生活状況等への配慮も行いながら、公平性の確保という観点も踏まえ、滞納の解消に向け担当課のみならず、組織として適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

時間の関係もありますので、お言葉を返したいんですが、今の副町長のお言葉を信じながら、次の質問に移りたいと思います。

土庄高校跡地とこどもさくら公園の行政の方は、津波対策とおっしゃっています。

私は、高潮対策というふうにとらえておりますが、この地上げ案件と、完成した排水ポンプの設備機能について詳細を伺います。

まず、土庄行政において、過去に人的被害、家屋被害の大きな災害は、何件発生しているのか伺います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

主な災害のみお答えいたしますと、昭和 51 年台風に伴う土石流等によりまして、死者 6 名、建物の全半壊が 54 戸、床上床下浸水が 929 戸。また、平成 16 年台風に伴う高潮によりまして、床上浸水 698 戸、床下浸水が 615 戸でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

すみません。もう 1 点ですが、津波や地震、具体的に申し上げますとその被害も含めて今の件数でよろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

大野議員の再質問お答えいたします。

津波及び地震の被害は、ともにございません。先ほどの数値には含まれておりません。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

そういう意味では、現在の名目は高潮対策となっておりますが、いずれにしても、海水に対する対策なわけですから、私は高潮対策と表現をしております。

おそらくこの費用が、津波対策でなければ国家予算が補助ができないのではないかという感じはするんですが、その確認をしておきたいと思います。いかがでしょうか。これ高潮対策では地上げができないと思うんです。法律上たぶん。いかがですか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

今回の対策に関しましては、おっしゃるとおり、津波高を基準として対策を行っているところでございます。

高潮対策での国庫補助事業が出るかどうかということでございますけれども、基準が違いまして、もしやるとすれば、今以上に高さを保つ必要もあるというところがありますので、あるかないかといいますと、調べてみるとはつきりはわからないところなんですけれども、現在のところは、津波高の高さを基準としてやっていく方向で考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6番（大野一行君）

わかりました。

で、そういう意味では、先ほど災害を聞きましたが、高潮が来て、現に浸かったと、これは、多くの町民の皆さんが経験していることをございまして、私は、大阪におりましたから、話では聞いております。そういう意味での、この現在の2カ所の地上げについては、現実に起こったことですから、この工事については、賛成はしております。

ただ、現状を見ますと、地上げの部分の周りの土堀、そのまま土堀になるわけですね。それがどうしても気になります。

起きてはならないんですけれども、海水が上がってきた場合、あつてはならないんですけれど、必ず侵食されると素人では考えています。

本来なら、さくらの公園の私現場何回も行ってますけど、家屋側はコンクリートできちっと止めています。

そういうこともありまして、高校跡地の法面の堀ですが、多分予算の関係かとは思いますが、本来なら何らかの強化すべきではないかと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

こどもさくら公園の町道側と、土庄高校跡地の宅地側の盛り土に関しまして、現在実施しておりますのは、以前もお答えしましたとおりでございまして、盛り土工の指針に準じて設計しております。

法面の勾配というところで、1対1.5から1対1.8で実施するよいうというよいうな指針がございまして。

安全側をとりまして、最も緩やかな1対1.8というものを今採用しておる状況でございまして。

1対1.8というのは、垂直に1メートル、水平に1.8メートルの勾配でございまして。なおですね、土庄高校跡地の宅地側に関しましては、法裾から道路を挟んでおりまして、道路の幅が7.5メートルほどありますので、周辺の家屋との離隔が十分あるというふうに考えております。

さらにですね、先ほどの強固な構造物というところをございましてけれども、最もですね、安価に施工するとすればですね、コンクリートブロック積みという方法がございまして。

この場合ですね、高校跡地の宅地側の延長的に 110 メートルございまして、そのコンクリートブロック積みで施工しますと、概算の工事としまして約 2400 万程度かかるのではないかとというようなところでございます。

先ほど申し上げたんですけれども、現状でそこまでの必要性は乏しいかなと考えておりますので、将来的にですね、また何か建物を計画するとか、必要性に応じてですね、この擁壁も検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6 番（大野一行君）

課長の答弁で、私も将来的には、とにかく災害はいつ来るかわかりませんが、予算ができて次第強化をしていただいで、地域の住民の方、見た目の安全も大事なんですよね、安全安心のためにはそうしていただきたい。いう意見を申し上げて、次の質問に入ります。

排水ポンプについては、過去の高潮の経験から、近隣住民から聞き取り調査をすると、東内浜ポンプが起動しないことで海水がより多く浸水してきたと記憶はされております。

このポンプについての、土庄高校跡地にも出来てますが、この機能を伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

建設課長 赤谷淳君。

○建設課長（赤谷淳君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

ドラッグストア ザクザク店舗裏にある東内浜ポンプ場は、天神地区などを含む 17.7 ヘクタールの集水面積に対応し、1 分間に約 130 トンを排水する機能を備えております。

また、土庄第二体育館裏に整備された東元浜ポンプ場は、旧高校敷地 1.75 ヘクタールを対象に、1 分間に約 5 トンの水を排水いたします。

ご質問の中にありました、平成 16 年の高潮被害において、近隣住民の方々は、「東内浜ポンプ場が起動していなかったことが原因で海水がより多く浸水した」と認識されております。

しかし、実際には当時の高潮が想定を大幅に上回り、当時未整備であった防潮壁を越えて市街地へ海水が流入したものでございます。

この海水流入により、東内浜ポンプ場自体が水没し、電気操作盤や自家発電設備が故障したため、物理的に稼働不可能な状態に陥ったのが実情でございます。

その結果、潮位が引いた後も市街地に取り残された海水を排水できず、浸水被害の長期化、深刻化を招くこととなりました。

ポンプ場は雨水を排水し、市街地の浸水を防ぐための施設であり、高潮や津波に対する浸水に対応する能力は備えておりません。

この被害を教訓とし、現在はポンプ場の電気操作盤等の嵩上げ整備に加え、緊急時においても迅速かつ確実に対応できるよう、自動運転機能を搭載するなどの体制を構築しております。

また、防潮壁や護岸の整備につきましても、計画的に推進し、津波や高潮に対する防災機能の強化を図っているところです。

なお、こうしたハード対策に合わせて、ハザードマップの活用や避難訓練といったソフト対策を組み合わせることが重要であることを申し添えます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6番（大野一行君）

残り時間の関係で、もう少し議論をしたいんですが、次の質問に移りたいと思います。

3番目ですが、持続可能な観光地ここ書いてますけれども、シルバー賞を受賞しました。

最近では中国ですか、どこかのところからまた賞をいただいておりますが、どちらも持続可能な観光地ということだろうと思うんですが、簡単にこの2つの賞の内容を教えてください。簡単で結構です。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるようになりますね、最近、小豆島土庄町がですね、国際認証そして国連からの認定も受けています。

1つは、先ほどおっしゃったように、持続可能な観光を推進する団体のグリーン・ディスティネーションズっていう団体の国際認証でシルバーアワードを受けました。

もう1つは、先ほどおっしゃった中国の方で最近総会がありました、国連の世界観光機関ですね、その機関からベストツーリズムビレッジという賞をいただきました。

両方ともですね、今後この島、この町を持続させていこう、次につなげていこう、そういった取り組みが認められたということになります。簡単ですが、

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6番（大野一行君）

まず、初めに質問ですが、大変立派なと言いますか、期待のある賞をいただいております。

それほどいただいた賞の観光地として、今後どうするのかさまざまな考えがございます。

少し聞いて終わりますけれども、私思うのは、ここに書いてますように、ハード面に問題があるんじゃないかなというふうには感じてます。

私、帰ってきて18年、19年目ですが、このときから感じておりまして、特にこの賞をいただいた観光地としては、やはりトイレの近代化、道路のごみなし町並みの清潔感、これは欠かせない観光地の条件であろう。

たぶん皆さんもご存じかどうかわかりませんが、私最近入っていますが、インターネットのインフルエンサー有名な、あるいは100万人登録者のYouTuberが、観光者の意見を聞いています。とっても面白いです。

その中の3つ、どの外国人がおっしゃるのが、「道路が綺麗。ごみ箱がないのになぜ綺麗に。不思議でならない。」私もほかせないから、外国人ですよ、ポケットに入れてあります。ホテルでほかします。これがまず第1点ですね。

それから、トイレの綺麗さです。これも皆さんご存じだと思うんですが、認識していただきたい。

東京では、トイレの観光ツアーがあります。これもご存じの方いらっしゃいますと思いますが、これほど観光地になるほどトイレが日本のトイレが世界では、超有名です。ご存じだと思います。

そういうことで、実は関連がありますから申し上げておきますが、3年ほど前に、土庄町のある課長に協力いただきまして、2、3度職員と道路に出ました。

そこで学習したのは、土庄町のほとんどが国道、県道なので、土庄町行政及ばない行政外ところなので、今、香川県が随分頑張ってくれております。

町民の皆さんも、「最近綺麗になったな」と「町並み景観が、植木の整備が、随分綺麗な」という声もたくさん聞いています。

そういう意味では、土庄町ができるのが、今言っているトイレの問題です。一部は、公民館も男子トイレ1カ所、ウォシュレットになっています。

部分的にはなってるんですが、新規にするととなると大変、予算がかかるのはわかります。浄化槽が必要ですし、そういう意味では、私が少し前から思っているのは、民間のあるいは綺麗になったトイレの観光客が、いざというときに使えるようなですね、看板とか、あるいはセブンイレブンでも日本人が使えるの

はわかってるんですが、外国人の方は、トイレが無料とは思ってません。ほとんど外国は有料ですから、いろんなそういう工夫をしながら、とりあえず観光客には間に合うように。

それから、観光協会一本になりましたから、観光協会もそういうところに工夫をしていただきたい。

これもお願いですが、行政と民間と、例えばですね、民間がしんどいときは、国や行政が補助するわけですからね、コロナのときでも補助してるわけですから、少なくとも観光行政がうまくいくことは民間にとってもいいわけですから、その辺何とか、官・民で工夫をしていただきたい。課長、どうですか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

では、大野議員のご質問にお答えいたします。

観光客が観光地を選ぶ基準については、さまざまな要素が影響を与えることが知られておりますが、議員おっしゃるように、その中でも、ごみのない綺麗なところ、それから快適なトイレ環境ですね、そういったところは、非常に重要な要素の1つであるというふうに考えております。

実際に観光客の多くはですね、訪れる場所の清潔感とか、あるいはもう美観ですね、そういったものを重視しております、これが観光地の選定に大きな影響を与えている、そういうことがもう各種調査からも見て取れます。

観光地が清潔であることは、訪れる人々に安心感を与えて、またその地域の文化や魅力をより引き立てる要素となるものと考えております。

そういった中でですね、現在両町、それから観光協会とともにですね、現在の多くの観光客が手にとります小豆島ロードマップというものがあります。

その中にですね、外国語版も含めまして、利用できるトイレ及び多目的トイレですね、の表示を入れておるところであります。

それから議員のおっしゃるですね、ホテルなどですね、民間事業者とのコラボとか利用可能なトイレというものを、サインなどでお知らせするというのはとても良いアイデアだと思っております。

また、バリアフリー対応とかですね、あるいは多言語表示などについてはですね、観光客のニーズに応えるため、とても重要な要素と考えておるところであります。

しかしながら一方ですね、民間施設の利用に関しましては、やはりビジネスという観点などからもですね、なかなか事業者それぞれお考えもあろうかと思っております。

そのあたりをですね、観光協会などとも連携しながら、さらなる観光客の利

便性の向上のために、よりわかりやすく利用できるトイレの周知などに努めてまいりたいというふうに思っております。

繰り返しとなりますけれども、持続可能な観光を目指す中でですね、受け入れる側だけではなくて、来る側も観光客も事業者も、みんなですね、まちを綺麗にしていこう、そういった思い、そういった意識の醸成というのはとても大事だというふうに思っております。そういう中で、大野議員のまちを綺麗にという熱い思いですね。そして観光客に対するおもてなしの心、そういったものを受けまして、引き続きですね、民間事業者への協力なども働きかけながら、選ばれる観光地、あるいはその来てよかったと思える観光地づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○6番（大野一行君）

もう1、2点、参考にお話はしておきたいと思いますが、ご存じだと思いますが、例えば道路の件も、JAの女性部といいますか婦人部ですかね。つい最近も、道路のごみ拾い等、草抜き等をやっておられます。時々見ますが、ボランティアの方もいらっしゃるようです。

そういう意味では、多くの方が意識を持っていただいて、公務員の皆さんも仕事で出かけたときに、ごみの1つは拾うと、見れば安全に止めて拾っていくと、それをすると町民の皆さんもほかさなくなるだろうと。

私の感じではまだ、町民の皆さんが残念ですけど、ほかされている。そういう意味では、誰かが、職員の皆さんも含めて、そういう意識で姿を見せると、必ず外国人と一緒に、ほかさなくなるだろうと。

インターネットぜひ見てください。もうむちゃくちゃですよ。もうごみ箱あるところでも、僕、中国何回か行っていますけど、大きなごみ箱がありますけど、汚いですよ道路。めっちゃくちゃですよ。フランスもそうだそうです。ごみ箱があるんだけど、何でもほかすもんだから道路が臭う。日本のもう1点申し上げると、日本の空気が違うとおっしゃいます。どの外国人も、韓国人もそうです。日本の空港に着くと、つまりごみがないから臭わないんです。基本は。そこを非常に皆さん意識していただきたい。

小豆島は、自然環境は抜群ですから人的なもので、できたら綺麗になれば、まさに持続可能な観光地として、発展していけるのかなあというふうに思います。

もう時間がないので、とりあえず観光協会、観光課長にも頑張っていて期待をしております。

これで質問を終わります。

## 休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩をいたします。なお、再開は10時50分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

4番 小川務君。

○4番（小川務君）

それでは、3月定例会の一般質問をさせていただきたいと思います。

本日は、職員の兼業・副業をテーマに、運用の現状や今後の対応方針、地域へのスキル還元、職員採用の強化といった観点からお尋ねさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

柔軟な働き方の実現や人材の確保の観点から、民間企業では副業・兼業認めることが多くなっております。

公務員の副業は、職務専念義務の確保や信用失墜の行為の禁止、守秘義務の

厳守などの観点から原則禁止とされております。

近年では、こうした考え方を見直す動きが見られます。時代の流れから当然とは思いますが、公共性の高い職業である以上、住民の理解が不可欠であることは言うまでもありません。

そこでまずお伺いします。町職員の副業・兼業に関するメリット、デメリットについてどのようにお考えでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

町が考える副業・兼業のメリットとしましては、地域経済の活性化、職員の多様な経験やスキル習慣による自己成長などが挙げられます。また、外部の視点を取り入れることで、新たな発想やノウハウを行政に活かせることも期待されます。

その一方、デメリットといたしましては、職務専念義務違反や信用失墜行為、秘密保持義務違反のリスクが挙げられます。

また、職務上知り得た情報が副業・兼業に利用されることによりまして、利益相反や公平性・中立性が疑われる事態が発生する恐れがあると考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

はい、ありがとうございます。

ご存じのとおり今年4月からは国家公務員において、兼業の規制が緩和されます。

これまで、不動産賃貸、太陽光発電による売電、家業の農業の3分野のみが認められていましたが、今回新たに職員の有する知識、技能を活かした事業、事業のたとえですけど、ハンドメイド品の販売や、スポーツや芸術の教室及び社会貢献に資する事業、こちらのたとえでは高齢者対象の買い物代行、地域振興イベントの主催について一定の基準を満たせば兼業が可能となることです。

地方公務員の兼業については、地方公務員法38条によって、原則禁止ですが、任命権者の許可、つまり町長や教育委員会などの許可を得れば可能とされております。

2020年には、総務省が地方公務員の社会貢献活動に関する兼業についてという通知を出しています。この通知によると、地方自治体がとるべき対応について、許可基準を具体化、詳細化するとともに、これを公表することが求められ

ております。

そこでお伺いします。本町職員の副業・兼業につきまして、現状どのように取り扱っておりますでしょうか。許可基準等がありましたら、お示しいただければと思います。

また、職員全員が理解できるように周知しておりますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

正規職員につきましては、服務規定があるため、副業や兼業は原則禁止で、「土庄町職員の営利企業等の従事の許可に関する規程」に基づきまして、任命権者の許可を得れば、内容によって営利企業の企業への従事が認められる場合があります。この規定において、許可することができない事項としましては、職員の占めている職と兼ねようとしている地位または従事しようとしている事業もしくは、事務の間に特別な利害関係があり、またはその発生の恐れがある場合、また、職務の遂行に支障があると認められる場合となっております。

また、会計年度任用職員パートタイム職員につきましては、副業・兼業に制限はございません。

副業・兼業の制度について、幅広く職員には周知しておりませんが、職員からの問い合わせ、相談によって個々に対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

はい、わかりました。ありがとうございます。

総務省の通知にありますとおり、許可基準をしっかりと定め、公表することで透明性を確保することが重要だと考えます。

公務員の方が副業していたら違反という勘違いをされないためにも、よろしくをお願いいたします。

ちなみに先ほど示していただいた基準に基づき、現状副業されている職員の方はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか。

職員の中には、家業として農業等に従事されてきた方、多いのではないかと思います。副業内容として、家業を申請されている職員の人数を把握されているでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の3点目の質問にお答えいたします。

正規職員におきまして、副業に従事している事例がございまして職員4名ほどおります。例えば、国勢調査等の統計調査員や指導員などがございます。いずれの場合も、許可申請手続きを行いまして、許可を得て従事している状況でございます。

なおですね、副業内容としまして家業のことを申請している職員は、今のところいません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

先ほど4名なんですけど、国勢調査以外の方3名はどのようなことをされているか教えていただけませんか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

4名につきましてお答えさせていただきます。

先ほどの統計調査員の指導と、車両のですね充電時間の調査の方をやっておりますのと、太陽光発電の電気の販売、あと金融経済教育推進機構の認定アドバイザーというもの資格を持ってやっているというような者の4名でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

わかりました。町職員というのは町全体の奉仕者ではありますが、やはりそれ以前に地域の構成員であります。家族の一員でもあります。

地域で働いたり、家業に従事したりというのはある意味当然なことであると思います。地域の多様な実情に配慮し、限られた人的資源を有効活用する観点から、特に地方公務員の副業・兼業については、いたずらに規制をかけるべきではない。そういった観点からも、地方自治体での副業・兼業は国家公務員制度と比べて、より柔軟な基準での運用が可能となっております。

しかし実際のところは、ほとんどの自治体は国家公務員の基準に準拠して運用しており、手元の資料によりますと許可基準を設けている自治体は、約9割が国家公務員の基準に準拠しているというデータもあります。

制度上は柔軟性を共用しているにもかかわらず、実務的には抑制的な運用が

続いております。

この背景には利益相反行為の確認や、職務実態の把握、過重労働の防止などで多大な労力やコストがかかるという事情もあると考えられます。

そこでお伺いたします。副業・兼業の緩和にあたって、どのようなことが障壁となっていますでしょうか。また、町独自の基準を設けている考えはありますでしょうか。障壁の打破に向け、総務省をはじめ、国への要望がありましたら、この場であげていただければと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の4点目のご質問にお答えいたします。

副業・兼業の緩和における主な障壁は、先に述べましたとおり、公務員の職務専念義務や信用失墜行為の禁止、秘密保持義務など、服務規律上の課題と、どのように両立を図るかということであります。職員間の公平感の確保と理解醸成も不可欠であると考えております。

公務員の副業・兼業を民間並みに緩和するためには、地方公務員法の改正が必要と思われませんが、現在のところ、国における見直しは、自営兼業の対象や承認にかかる見直しにとどまっております。したがって、現段階での町独自の基準を設ける考えはございません。国への要望につきましても同様ですが、職員からの要望意見があれば、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

そうですね。地方公務員法の改正をしないとね、どうしようもないというのもわかります。

そこで最近ですけど、国家公務員の副業・兼業については新聞などでも取り上げられております。地方公務員に関してはあまり見られませんので、もう少し議論が活発になることを願っております。

さて、公務員の副業・兼業は、地域貢献や社会貢献の促進につながると考えております。職員が長年の職務で養ったスキルを地域に還元することは、地域にとっては大きなメリットとなるのではないのでしょうか。

そこでお伺いたします。本町職員が地域に資する副業に取り組まれている例がありましたら、ご紹介ください。また職員に対し積極的に地域に出てもらう施策がありましたらお示しください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の 5 つ目の質問にお答えいたします。

職員の専門スキルを活かした教育関係の出前事業といった例がございます。また、地域に資する施策としましては、報酬を得て部活動の指導などが考えられるところがございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

部活動も民間委託に国の方が変わってきているので、サッカーやられてる職員の方も多いと聞いてますので、ぜひ推進していただければなと思います。

また、教育関係なんですけどもやっぱり教育基準を上げるために、塾に通えないお子さんもいらっしゃる状況も聞きますので、職員の方に勉強を教えてくださいとか、そういったことも大事なことかなと思いますので、広めていただければ助かりますのでよろしく願いいたします。

それでは次の質問に行きたいと思います。最近若い世代を中心に、副業したいという希望は多く、冒頭にも触れましたが、副業・兼業を認めることは、人材確保の観点からも大きなメリットがあると考えます。

ご存じのとおり近年、若年層の公務員試験、志願者数は減少傾向にあります。総務省の調査によりますと、地方公務員の競争率は、2014 年度に 7 倍だったのが、2023 年には 4.6 倍まで減少しております。

特に人口減少や、若年層の流出が進む地域の自治体においては、優秀な人材の確保が何よりも重要な課題となっております。

そこで本庁の職員採用における近年の傾向についてご説明いただけますでしょうか。過去 3 年間の採用人数、倍率についてお示しく下さい。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の 6 点目の質問にお答えいたします。

令和 4 年度の採用人数は 11 名で、競争倍率は 2.5 でございます。令和 5 年度の採用人数は 12 名で、競争倍率は 2.8 です。令和 6 年度の採用人数は 11 名で、競争倍率は 2.0 というふうになってございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4 番（小川務君）

11 名、12 名、11 名。実際に入られたのは何名になる、これがすべて入られ

たつてことでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

今の人数がすべて入った人数でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

追加募集といったことも何度かされた結果なんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

追加募集も随時しております。広報とかでお伝えしましたとおりですね、今年度は4次募集まで行っておる状況でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

土庄町役場でしたら4次募集をしなければ人材が集まらないという、難しい人を集めということが状況はよくわかりました。

民間就職情報会社によりますと、2026年に卒業する大学生を対象にした調査では、約6割の学生が副業をしたいと回答したそうです。理由として、貯蓄や自由に使えるお金の確保が55%を占めた一方で、新たな知識や経験を得るため、答えた学生も3割以上おりました。本業にとどまらない広い視野を持ちたいと考える若者が多いことが伺えます。

今や、兼業・副業はありきで就職する時代です。

職員募集について、副業・兼業によって公務以外でも、地域に貢献できることを打ち出せば、学生に対する大きなフックになると考えますが、ご所見をお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の7点目のご質問にお答えいたします。

職員は全体の奉仕者として、まずは公務に全力を尽くし、住民の皆さまから信頼を確保することが最大の責務と考えております。公務以外の活動による貢献を積極的に打ち出すことは、現在では難しいのではないかとというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

そうですね。わかります。なかなか急に变えることは難しいというのわかります。

そこでなんですけども、最後に、兼業・副業の人材の登用の観点から質問させていただきたいと思います。逆ですね。逆の来ていただく方のことを質問したいと思います。

民間企業においては課題解決や新規事業の展開、DXの推進のため、高度な専門知識や豊富な経験を持った専門家を副業・兼業人材として登用する動きが進んでおります。

全国の自治体においても、特にITや観光などの分野において、特定組織に専従しない形で、自身の専門知識や経験、スキル等を提供する副業・兼業人材を登用するケースが見られます。

そこでお伺いたします。本庁において今後、副業・兼業人材を活用するお考えはありますでしょうか。お答えください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の8点目の質問にお答えいたします。

町が、新たな取り組みや業務改善などを行おうとする際、専門的知識や知見を有する外部人材の活用は、非常に有益な選択肢であると考えております。内部だけでは不足しがちな専門知識や業務経験、人脈、ノウハウを取り入れて活用することで、より実効性の高い施策や事業展開が期待できます。

地方自治体による外部人材の活用を支援する制度といたしましては、総務省の「地域活性化起業人制度」や内閣府の「地方創生人材支援制度」などがあり、「地域活性化起業人制度」では民間企業等の職員を受け入れ、「地方創生人材支援制度」では国家公務員や大学研究者等を受け入れることができるようになっております。これらの制度を活用した外部人材の受け入れにつきまして、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

先ほどおっしゃいました地域活性化起業人、これ小豆島町、今5名着任しております。派遣型が1名、副業型が4名の方いらっしゃいます。

土庄町は、今後どのような職種を検討しているかよろしくお願いたします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

現在でも具体的には決まっていないような状況ではございますけれども、例えばデジタル関係であったりカーボンニュートラル、また官民連携に関する課題解決に向けまして、外部人材の受け入れ等を模索している状況でございます。

○議長（濱野良一君）

小川務君。

○4番（小川務君）

ぜひ外部の人材の方にご協力いただいて、前向きに検討していただければなと思います。

現代ですけれども、VUCA(ブーカ)の時代と言われております。変動性 Volatility (ボラティリティ)、不確実性 Uncertainty (アンサーテンティ)、複雑性 Complexity (コンプレキシティ)、曖昧性 Ambiguity (アンビギリティ) の頭文字を使った言葉で VUCA (ブーカ) と呼ばれております。

先の見えない時代に、自治体として生き残りを図るには、多様な人材の確保が、活用が不可欠であります。多様性、公平性、包括性を持った組織づくりを進めていただきたいと思いますので、これをもって質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱野良一君）

11番 宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

11番、宮原です。

自治会管理施設の LED 照明への改修工事の助成金について質問いたします。土庄町の公共施設、中央図書館や大部公民館、総合会館などは順次、LED 照明の改修工事が進められておりますが、土庄町内には 39 カ所の自治会館、6 カ所の憩いの家、その他コミュニティセンターなど 5 カ所の自治会管理の施設がございます。

これら避難所にも指定されている各地区の自治会管理施設の多くは蛍光灯を使用しており、蛍光灯は 2027 年末には製造が禁止されると、将来的に入手困難や修理部品の不足が予想されます。

そのために今後、早い時期での LED 照明への改修が必要となります。現状の土庄町の集会施設整備助成金の補助は、事業費の 3 分の 1 以内の額で、上限は 100 万円となっておりますが、人口減少により運営が厳しい自治会に対して大き

な負担となることが予想されるため、LED 照明に限っての補助率及び補助金の上限の見直しについて検討が必要と思いますが、町の考えを問います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の 2027 年度末の蛍光灯製造停止に伴う LED 照明への更新の必要性につきましては、町といたしましても、地域の防災拠点である集会施設の機能維持及び環境負荷低減の観点から、重要な課題であると認識しております。

現在、町内には自治会が所有・管理する集会施設を約 40 カ所あります。それらの施設維持を支援するため、町では毎年 10 月末を申請期限とする「自治会振興助成金」を設けておりますが、これまでのところ LED 照明への改修に対する補助の実績はございません。

ご質問の「補助率及び補助金上限額の見直し」についてですが、本補助金は、各地区の施設の維持管理を広く、かつ継続的に支援することを目的として運用しており、これまで多くの自治会において現行制度を活用し、計画的に屋根や外壁等の改修を行って来られた経緯がございます。こうした過去の整備実績や他の自治会との公平性を保つ観点から、現時点におきましては、補助率 3 分の 1 以内、上限 100 万円という現行制度の枠組みを維持してまいりたいと考えております。

今後も、現行制度の維持を基本としつつも、申請を検討される自治会に対しましては、見積もり内容の精査や年度を分けて、段階的な改修の提案など、現行制度の枠組みの中で円滑に手続きが進められるように、各自治会に寄り添った丁寧な対応を進めてまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○11 番（宮原隆昌君）

自治会管理施設の LED 照明の改修は、今後大きな問題になってくると思いますが、各自治会に早めに現状での補助制度の説明をお願いしていただきまして、次の質問に移ります。

土庄港の再整備について質問いたします。

過去、土庄港については高速艇切符売りの耐震化、ターミナルビルの有効活用、フェリー乗り場の屋根などの一般質問をしてきましたが、残念ながら実現に向けた動きは私には見えていない状況です。

そんな中、国土交通省のホームページにも発表されておりますが、隣町において第 2 世代交付金が採択され、池田港の再整備事業がスタートしております。

小豆島の玄関口池田港再生利用として、令和 11 年度までに約 15 億円の事業費がつき込まれ、新バースの建設やモビリティ貸し出し施設、通路車両などが整備され、イベントの開催や、新航路の開設を目指した試験運行などが計画が掲載されております。

一方、土庄港周辺では、ホテルの解体や店舗の閉店が続いており、今後の土庄港の利用にぎわいについて、大変危機感を覚えておりますが、町長は小豆島の玄関口としての土庄港の整備についてどのようなお考えであるのか、質問いたします。

○議長（濱野良一君）

建設課長 赤谷淳君。

○建設課長（赤谷淳君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

小豆島の玄関口である土庄港は、地域の観光振興や経済活動において非常に重要な役割を果たしております。

現在、島内各港の再整備が進められている中で、土庄港の再整備については、特に注力しなければならないと考えております。

これまで、国の補助事業などを活用しながら、ハード・ソフト両面から土庄港のにぎわい創出、ハブ機能の強化に取り組んできたところです。

具体的には、民間事業者によるキッチンカーや土庄港からまちなかを結ぶホビー体験会の開催などのにぎわい創出、EV モビリティやシェアサイクルの導入、充電機能付き屋外ベンチの設置など、利便性と回遊性を高めております。

また、多言語対応の案内看板やフロアサイン、ハンズフリーの AI 翻訳サービスを導入し、初めて島を訪れる方々が安心して移動できる環境を整備するとともに、島内交通情報を発信するインフォメーションサイネージを設置いたしました。

来年度からも、国の補助事業、オーバーツーリズム補助を活用し、将来的な港湾の再開発や、交流拠点化に向けた基礎調査を実施し、最適な港湾空間の将来像や整備方針についての調査、検討を行う予定です。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

土庄港は、古くから小豆島の玄関口として、人・物・情報の往来を支え続けてきました。土庄港は高松、岡山、豊島、宇野への複数航路を持ち、高速艇も就航しているなど、小豆島を代表する港と言っても過言ではありません。その港の機能をもう少し充実したものにするとともに、来訪者や利用者にとって魅

力のあるウォーターフロントとして形成することが、本町のみならず小豆島の発展のために必要ではないかと思っております。

町が管理する施設は、港務所やターミナルビルなどありますが、ウォーターフロントの全体の魅力向上を図るためには、港の関係者である県や民間事業者も巻き込んだ事業を立ち上げていく必要があります。来年度予定としている調査事業は、こうした展望に立ち、実施しようとするものです。

すでに県や民間事業者とさまざまな協議をスタートさせております。調査事業により、土庄港再整備の全体像をハード・ソフトの両面から検討するとともに、官民の役割分担なども調整してまいりたいと考えております。

民間企業のアイデア投資も最大限活用し、土庄港が小豆島の玄関口としての役割を果たし続けられるよう、再整備や賑わいづくりに取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○11番（宮原隆昌君）

町長、課長より、すでに香川県や民間事業者との協議がスタートされているとの答弁をいただきました。

国土交通省の最新の港湾統計によりますと、2023年では、日本の港湾旅客乗降人員ランキング、土庄港は何と全国10位、126万3014人が乗り降りしています。

ぜひこのランキングに見合う整備を進めていただきますようお願いして、質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

7番 鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

7番、立憲民主党 鈴木美香です。

今回は4点質問させていただきます。

では早速1つ目、「いきいき百歳体操」を。高知市発祥と言われるいきいき百歳体操。介護予防も目的に始まったとのことで、土庄町でも以前にやっていたとお伺いしております。小豆島町では、現在でも各地域で継続しているようで、高齢者の健康に貢献しているとお伺いしています。

月に数回とのことで、軽い体操で誰でも参加でき、数人だそうですが、ひきこもり気味の高齢者が出かけるきっかけにもなり、体操後の交流も楽しみの1つと聞いています。一人暮らしの高齢者も増えており、顔を見て、その方の様子も確認できるので、近所でも安心できるということです。

人生 100 年と言われていますが、健康寿命とは 10 年の開きがありまして、その 10 年間は多くは介護が必要と報告されています。健康は個人の努力も必要ではないでしょうか。何もしないで維持できるものではないと思います。土庄町でも「いきいき百歳体操」を実施してはどうでしょうか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

「いきいき百歳体操」は、平成 14 年に高知市が筋力向上を目的として開発した体操で、おもりを手首や足首に巻き付け、椅子に座った状態で、手足を動かし、無理なく筋力を鍛えることができる運動です。

当初、土庄町においても導入を検討しましたが、おもりが高価で普及が難しかったため、実施には至りませんでした。

それに代わるものとして、運動指導士等の協力のもと、土庄町オリジナルの「オリーブ体操」や「お達者体操」を考案し、ポスターやリーフレット、体操動画の DVD を地域のサロン等へ配布し、普及啓発を行ってまいりました。

また、フレイル予防教室を開催する際には、認知症予防を目的に作成したラジオ体操動画や、理学療法士による YouTube の運動動画を活用しています。

こうした中で、これまで実施に至らなかった「いきいき百歳体操」についても、来年度からの実施に向け準備を進めております。すでに、体操に使用のおもりや DVD を購入済みであり、先般、開催した介護予防サポーターのつどいでこの体操をご紹介したところ、「取り組んでみたい」という前向きな声をいただいております。実施にあたっては、住民グループのもとに、包括支援センターの職員が出向き、定着支援を行うことも検討しております。

住民の身近な憩いの場で、健康情報や適切な運動を紹介し、実践を通じて、個々の健康意識を高め、身体機能の維持、向上を図るとともに、地域の交流や活動の場の創出につながるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

大変ありがたいお答えで、本当にタイムリー、聞いたのがタイムリーかなとは思ったりするんですけど。

1 つお伺いしたいのは、高齢者の方にどういうふうに周知されるのかなというのがちょっとお伺いします。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まずは、介護予防サポーターに対して周知しまして、そこからの広がりを楽しみたいと考えております。

さらに広報等においても広く周知をすることを検討しております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

ぜひ継続できるように、私も見学に行きたいと思いますので、よろしく願いします。

では2つ目、子ども議会を。つい先頃の総選挙での投票行動に疑問を持ちました。投票率が上がったのはとってもよかったです、その選び方が推し活と言われる芸能人を選ぶような感覚、政策や思想ではなく見た目や流行り、事実より自分の好き嫌いなど雰囲気を選ぶ傾向に見えました。

現在、世界が緊張しており、平和が当たり前でなくなっています。戦争も起こっています。こんな時代にこのような認識でよいのか、不安に思います。長い期間にわたり、教育から政治を遠ざけてきた結果ではないかと思えてなりません。

北欧では、子どものころからデモのやり方まで教えるような政治教育が行われています。

本来なら子ども時分から議論をさせ、自分の意見がちゃんといえるような教育が必要ではないかと思えます。子どもの権利条約にも子どもがどこでも意見を言えて、その意見を尊重しなければならないとする項目があります。政治教育としても人権教育としても、自分事としてとらえる気づきやきっかけになると思いますので、子ども議会の再開を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

子ども議会は、子どもの意見を聴き、町政等に反映させるとともに、子どもが社会の一員として、町政への関心を高め、主権者意識を育む機会であると認識しております。

本町では、令和元年12月に実施して以降、3年余りにわたって続いたコロナ禍の後には開催しておりません。令和5年5月から、新型コロナウイルスは5類感染症となりましたが、近年の社会状況は大きく変貌し、現状における再開

は極めて困難であると判断をしております。

最大の理由は、学校現場及び教員負担の増大です。子ども議会を意義あるものにするためには、学校における事前の学習指導や、子どもたちの疑問を質問としてまとめ上げるための丁寧な指導が不可欠です。しかし、現在の学校現場においては、学習指導要領の改定に伴う授業内容の増加、ICT活用の推進、さらには不登校やいじめ対応など、教員が抱える業務は多忙を極めております。

現在、学校現場では、行事の再構築や教員の働き方改革などにも取り組んでおり、子ども議会の再開は、校長会とも十分に協議を経た上で判断しなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

先生の今の状況を考えると確かにそのとおりで、もう何も言えないんですけども、意見を述べさせていただくと、子どもさんがその意識を高めるだけじゃなくて、親御さんも子どもさんに影響されて、議会とか政治とかに関心持たれると思うんですね。そういう周辺環境にもかなりいいのかなあと思っていて、提案させていただいたんですが、今の過酷な先生の状況を見ると、そうですねとても難しいとは思いますが。

ただ、あえて教育長のお考えをお伺いさせていただいてよろしいですか。

○議長（濱野良一君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

鈴木委員の再質問にお答えさせてもらいたいと思います。

「教育は人なり」とよく言われるんですけども、実際に今、教員の希望している人は非常に少ないです。香川県の今年度の倍率は、小学校であればですね2.39倍、中学校では2.64倍というふうな状況です。

そういうふうなのは、なぜだろうかということなんですけども、そこにはやはり教員というのは、ブラックである、非常に厳しいというふうな状況を言われております。ということで、町の教育委員会においてもですね、やはり先生方が働きやすい環境づくりをしていかなければいけないというふうに思っております。今言ったように、憲法関係のことにつきましてはですね、小学校の社会の授業の方で勉強はしております。

そして、選挙権なんかにおいてはですね、国民主権の代表例としてですね、1票1票を大事にするようにというふうな勉強もしております。

それプラスですね、今課長から話したようにですね、子ども議会になればですね、莫大な時間がかかってくる。そこまでは、教育委員会から先生方にお願

いすることは、ちょっと非常に酷であるというふうに考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

もう、お話聞いていて胸が痛くなったんですけど、本当に全くそのとおりだと思います。教員の働き方が、今でもどんどん香川県も先日の新聞紙上では、先生の欠員が増えていました。

だからその状況を見て、あえてどうしてもしてくれとはどうしても言えないですけども、もし猶予とか、先生の状態が上向く可能性が出てきたら、ぜひ、議会、子どもたちは観念で学ぶより、現場に行って、見て、話ししてっていうのですごく吸収することも多いと思いますので、少しの希望を持ってできるようになったら、ぜひよろしくお願いします。

では3つ目、住宅についてお伺いします。先般新聞に、中高年ひとり女性の住宅問題が取り上げられていました。時期も同じく中高年一人暮らしの女性の困難さを扱う新書がベストセラーになっています。こちらの本も、中高年一人暮らしの女性の住宅探しが難しいとの問題が取り上げられています。

1つ目の質問を伺います。現在土庄町では、女性に限らず住む部屋探しについて困っている相談などはありますでしょうか。その場合どのような課題があり、どう対応していますか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

町においては、性別や年齢などを理由に賃貸物件への入居を断られたなどの相談はありませんが、最近の住まいに関する相談としては、住環境の不具合や安価な住まいを求める相談がありました。

相談が寄せられた場合は、町営住宅の空き状況を確認したり、空き家バンクを紹介するほか、高齢者には養護老人ホームへの入所の検討、生活困窮者には生活保護相談を行うなど、相談者の状況に応じた対応をしています。

また、香川県では、生活困窮者自立支援法に基づいて、離職等により住居を失った方などに賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金制度を設けています。さらに、高松市には緊急時の一時滞在場所として利用できる民間の無料低額宿泊所や住まいの支援を行う団体もあります。

課題としては、相談件数が少ない状況においても、相談が寄せられた際に、各種制度に効果的に結びつけることができるよう、常に情報を収集し、把握し

ておくことが求められます。相談者の状況を正確に把握し、民間制度も活用しながら、社会福祉協議会などの関係団体と連携して、適切な支援を行っていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

私自身が大阪在住しているときに、家賃が高くて本当に生活困窮っている経験がありますので、住宅の問題は以前から大変関心がありまして、今課長がおっしゃってくださったのは、島ではそのホームレスっていう人は見たことがないので、どう対応しているのかなというのがありましたけど、先ほどのいろいろな段階での相談窓口があるっていうのはちょっと安心しました。

ただ私個人でも、ちょっと相談件数が入ったことがあり、正直私に対応できかねて、とても困っていたんですけど、各々の方達が必死の思いで何とか探して、最低レベルの住宅を確保したというのが実情なので、もうちょっとその彼女たちがこう追い詰められる前に、町営住宅にどうしてもっていう空きがありますとか、そういうのがあると本当にいいのかなあと思っています。

多くのシングル女性は賃金が男性より少なく生活は豊かではありません。その上に高齢になると、そのあとを考えて、多くの家主は契約を嫌がるということです。

公営住宅は減っているのに、住宅を探す中低層の人達をすべてフォローできるのかが、先ほど申し上げましたけど、疑問です。住宅は基本的に人権の大事な要素と考えます。

近年都会では、女性同士がシェアハウスを運営するような動きが出てきました。住むところも確保でき、互いに助け合うつながりもでき、将来的に期待できる仕組みと思います。小豆島町では、行政が間に入り、空き家を借り上げ、改築やメンテナンスをして貸し出すといった事業を行っていると聞きます。

2つ目の質問です。土庄町でも空き家問題は深刻化しているので、空き家を借り上げて改修して、準公営住宅的に貸し出すのはどうかと思いますが、お伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

鈴木議員の2点目のご質問にお答えいたします。

小豆島町ではですね、令和5年度より空き家資源活用住宅事業といたしまして、モデル的に実施されております。土庄町といたしましても、移住・定住促進、それから空き家活用の両面から注目しているところでございます。

事業内容の方を確認したところですね、小豆島町から借り上げ期間を10年といたしまして、1棟当たりの改修工事費、こちらが約1400万円かかるということです。また、この事業につきましては、移住促進を主な目的としておりまして、入居資格につきましては、小豆郡外からの転入者であって、若いファミリー層の入居が優先となっており、鈴木議員がご提起されております中高年、ひとり女性の住宅確保という観点とは、目的や対象が異なるものとなっております。

一方、現在土庄町では、空き家活用策の1つといたしまして、議員ご承知のとおり、空き家バンク制度こちらがございます。登録件数につきましては、令和元年度37件から着実に増加しておりまして、令和6年度につきましては59件、この令和7年度は2月末時点ですでに62件に達しております。また、空き家リフォーム支援事業補助金、こちらの実績につきましても、令和5年度は12件、約988万円から、令和6年度につきましては26件、額にしまして、約2229万円と大幅に増え、令和7年度も2月末時点で27件、約2281万円の申請がございました。

このようにですね、既存制度が着実に成果を上げていることから、土庄町といたしましては、引き続き民間の力を活かした空き家バンクへの登録促進と既存のリフォーム補助の充実、活用促進を図ってまいりたいと思っておりますが、並行いたしまして、小豆島町のこの空き家改修賃貸事業、それから他県、他市町の事例につきましても幅広く、すでに検討しているところでございます。導入する場合はですね、所有者との、この長期契約交渉、あと改修費用の財政負担、それに加えて長期にわたる管理運営負担など検討すべき課題となりますが、空き家の利活用促進が、移住者、それからひとり女性などの住宅問題の解消につながるよう、さまざまな方策を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

いろんな施策をやってくださってるのって、すごくわかってるんですけど、やっぱり基本的に一人暮らしで高齢で、要は財産がないと。空き家バンクっていうのは本当にハードルが高いんですよね。

だから、本来は私は公営住宅を増やしてほしいなと思うんですけど、それはもうちょっと無理だと言っていますので、企画財政課長には今後も家っていうのは本当に大事なんで、弱い人の立場に寄り添ってぜひ、違う企画を立ち上げていていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では最後の質問に行きます。薪ストーブ推進を。薪ストーブの推進を提案したいです。ちょっと時期がもう3月で、暖かくなってずれてしまいましたが、

薪ストーブの設置には少々コスト、工事費込みで約 100 万程度かかると言われていますが、そのあとの燃料費はシーズン 3 万から 7 万とされています。

火力が強いので家中が暖まり、二酸化炭素を取り込む木を燃やすので、循環型で環境にもよいとされています。

炎を眺めると気分が落ち着く効果もあるとされています。

現在、島でも山が荒れ放題になっていますので、木を切り出し焚き木として薪として販売する事業にもなり、山の整備も進むのではないかと思います。

町の施設に取り付けもお願いしたいのですが、一般家庭が取りつける場合に、町の補助を検討してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

薪ストーブは、再生可能な木質資源を活用する暖房器具であり、木材は理論上、「カーボンニュートラル」なエネルギー源とされていること、また、森林資源の有効活用などにつながる可能性があることについては、町としましても認識しております。全国では、この薪ストーブに助成している約 210 の自治体が確認できましたが、東北地方や日本海側の自治体はその約 7 割を占め、その他では、林業が盛んな地域が多いようです。

一方で、住宅の密集地では、薪を燃やした際に出る煙やスス、においの発生などによるトラブルも報告されており、法令上の規制がないことから、自治体は広報等による配慮を求める程度しかできていない状況であります。

こうした現状を踏まえますと、本町における薪ストーブの位置付けとしましては、まだ個人的嗜好性の高い暖房器具と言うべきレベルが妥当ではないかと思っておりますので、薪ストーブに導入に対する補助金制度の創設は、現時点では考えておりません。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

そうですね、いろいろ考えると家がかすぶったりしますけど、ある程度の大きさもいりますので、なかなかハードルが高いのかなと思いますけど、若い方ですとか移住者の方ですとかは、自分たちで大部から取り寄せたりして使っている方もおられるんです。

では、ちょっと答えにくいのかもわかりませんが、私、山の中とか走っていると、木が転がってそのまま放置とかがあって、ああいうのを薪ストーブっていうか薪にして、必要な方に配分で。聞かれるんです、薪、山ん

中の薪が転がってるのは、使えやろかとか。そういうのはできないんですかね。山の中にちょっと切って、そのまま積み上げてるのが、多々見たりするんですけど、農水の方になるんですかね。

○議長（濱野良一君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

民有林に置かれている木材だと思いますので、森林所有者さんにその薪材を利用したいんだということをお伝えいただいて、了解を取った上で利用していただけたらと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

そうですね。個人的なことでした、ごめんなさい。

大変これは今の再生可能のエネルギーとしては、大変いい考え方なんですけど、確かにちょっとこちらのほう暖かい地区なのでなかなか払戻も難しいのかと思いますけど、ごり押しではないですけど、一応また再考の余地を残しておいてほしいなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

1番 岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

1番、岡本真澄です。

瀬戸内国際芸術祭について質問させていただきます。

昨年開催された、第6回瀬戸内国際芸術祭2025をもって、2010年の初回から15年という大きな節目を迎えました。

この間ですね、ほかの議員さんからも多くの議論が交わされてきました。

例えば、観光や地域経済への波及効果、二次交通や救急体制といった受け入れの課題について。また、住民の静かな暮らしを守るための生活圏とアート圏のゾーニングの必要性など、さまざまな角度から議論がありました。

こうした過去の課題と対策の積み重ねを経た今、改めて1つ目の質問をいたします。この15年を振り返ると、瀬戸芸は単なる観光イベントとしてだけでなく、例えば瀬戸芸がきっかけで、島を知り移住してくださった方が増えるなど、本町の課題である人口減少に一定の歯止めをかける役割を果たしてきたとも考えられますし、もし瀬戸芸がなければと考えれば、過疎化というのはもっと深

刻だったかもしれません。

15年という節目の開催を終え、次の開催については未確定である今、改めて、来場者数の増加や、宿泊業等の経済的な数字だけでなく、こうした移住定住への波及や観光客が増えることで、町民が地域への誇りを感じるなど、町民と町は具体的にどのような成果があったと総括しているかお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

2010年に始まった瀬戸内国際芸術祭は、「海の復権」をテーマに掲げ、以後3年ごとにこれまで計6回の開催を重ねてまいりました。

途中、コロナ禍での開催という難しい局面もありましたが、回を重ねるごとに知名度も上がり、今では国際的に認知された一大アートの祭典となっております。

当初は直島、豊島、小豆島や高松港周辺などの8エリアで開催されましたが、6回目の開催となる今回は、新たに東讃地域なども加わり、過去最大の全17エリアで開催され、全体の来場者数は約108万人、経済波及効果は約195億円であり、小豆島・豊島には、それぞれ約14万人と多くの来訪がありました。

芸術祭は、地域の魅力を再発見し、地域住民の誇りを高める役割を果たしております。瀬戸芸を通じて、地元の伝統や文化が再評価され、地域の観光資源としての価値が向上し、地域の活性化に寄与しています。

また、瀬戸芸の開催により、地域への観光客数は大きく増加しました。アート作品が展示される島々は、国内外からの訪問者にとって魅力的な観光地となり、地域経済の活性化に寄与しています。観光客の増加は、宿泊施設や飲食店、地元製品の販売など、地域全体に波及効果をもたらしております。

さらに、地域との交流の促進において、芸術祭は、国内外のアーティストや、観客が集まる場となり、小豆島や豊島で作品展開するアーティストが、地域住民とのワークショップを通じて交流を深めるなど、国際的な文化交流の場としての役割も果たしております。これにより、日本の文化や芸術が海外に広がり、国際的な理解や関心を高めることにも寄与しております。

加えて、芸術祭で小豆島・豊島を訪れて、それがきっかけで島の魅力にひかれ、移住定住に至った方々が少なからずいらっしゃるのも大きな効果であります。

以上のように、瀬戸内国際芸術祭は、多岐にわたる成果を上げてまいりました。今後もこの芸術祭が、地域にとって重要な役割を果たし続けることを期待するとともに、地域の方々と一緒になって、地域の魅力を最大限に引き出しな

がら、さらなる発展を目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

来島者が増えることによる経済効果や移住定住への恩恵があったこと、また地域の方々がですね、その地域を思いやる気持ちが生まれるということも、ある程度理解いたしました。

この成果についてなんですけれども、近年、先ほど大野議員の方も一般質問されておりましたが、土庄町、小豆島町は国連世界観光機関のベストツーリズムビレッジに認定され、またグリーンディステーションズのシルバーアワード受賞と評価されております。

瀬戸芸での成果を町がそういった国際評価に結びつけたとも考えられるとも思いますし、そう考えれば瀬戸芸がそういった認定や賞を受賞するにあたっての1つの要因としてあったのではないのかとも考えられるんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

この瀬戸内国際芸術祭のアクションポリシーの方には、地域と寄り添うであったり、あるいはその主体的に地域文化の掘り起こしを進めることっていうのが掲げられております。

議員のおっしゃるようになりますね、この国際認証であったり、国際的な認定を受けるにあたってはですね、こういった瀬戸芸の地域との連携であったり、あるいはその文化伝統の継承など、広い分野にですね、好影響を与えているということも、このグリーンディステーションズのシルバーアワード、またベストツーリズムビレッジの認定を受けるにあたっての、大きな要因だったというふうに考えております。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

はい、わかりました。町としてですね、これらの認定や賞を土庄町のホームページの方にも載せて、世界的な認証を受けましたとか、それによって期待される効果はみたいなのをPRされてるんですけれども、率直に申し上げましてですね、大半の町民の方は、そのアワードがどれくらいすごいものか、自分たち

の生活にどう関係するののかというのはですね、全くピンと来ていないのが実情ではないかなと思います。

過去にですね、ほかの議員さんも一般質問において、こうした国際認証について、カタカナ言葉ばかりで一体どれぐらいの一般の町民の方々がわかるのかなっていうふうに懸念する声も上がってありました。

瀬戸芸に関してでもですが、外からの評価が高くても、町民自身がですね、その価値を理解して、実感できていなければ、なかなか地域への誇りを感じるということにもつながらないのかなと思います。

この凄さのギャップですね、町としてどう埋めて、今後、町民の皆さまへと発信していくつもりなのか、その辺りの考えをお願いします。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりですね、この認証が示します世界的な評価という側面がですね、果たしてその地域住民の皆さまの日常生活にですね、どれほど身近なものとして感じられていただけているかという点についてはですね、まだまだだというふうに認知しております。申し訳ありません。で、これまでですね、こういった事象を契機として、国際的な知名度を向上する施策であったり、あるいは観光関連の事業者向けのセミナーなどを開催してですね、認証の意義を伝えてきたところではあるんですけども、これらは観光関係者に限定されがちでありますので、そういった広く住民にこの価値を届けるにはなかなか至っていないというのが現状だと思っております。

アワードが評価しているのはですね、この小豆島土庄町にあります、その豊かな自然であったり、あるいはその農村歌舞伎などのその伝統文化歴史ですね、そういったものを守り続けてきた、そういった住民の皆さまの豊かな営みそのものが素晴らしいってところが評価されているということでもあります。

そういう意味を含めてですね、今後、この受賞、単なる観光の勲章ということではなくてですね、皆さんの日々の暮らしであるとか、そういったものを守ってきた地域の絆とかですね、そういったものを、世界から称賛されているんですよ。そういったところですね、できるだけわかりやすく、あまりカタカナ使わずにですね、お伝えしながら、その地域の誇りであったり、次の世代へつないでいく、そういったツールとして最大限活用していきたいなというふうに今思っております。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

課長がおっしゃられましたように、審査の評価基準の中でもですね、文化や歴史というものが高く評価されているというのを、私もホームページ見て確認させていただいております。

ただですね、ホームページ、広報、SNS っていうのは見る人は見ますし、見ない人は見ない。なかなか町民の皆さまに伝えるっていうことは、難しいとは存じておりますが、さまざまな手段を講じて各課でですね、そういったこと連携して頑張っていっていただきたいなと思います。

例えばですね、教育委員会と連携するとかしてですね商工観光課が、先ほど課長がおっしゃられたように、小豆島土庄という地域は、皆さんが培ってきたものが、こっだけ素晴らしいんですよっていうのを、小学校の子ども等とかです、社会科の授業とかふるさと郷土の授業とかです、そういったものを伝えてあげる機会を設けるとかしてしてみるのはどうかなと思うんですけど。ちょっとそのあたりどうでしょう。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員の質問にお答えいたします。

学校現場との連携というご提案ありがとうございます。

議員おっしゃるように、こういった次世代を担う子どもたちに、こういったことを伝えていくっていうことは、すごく大切なことだというふうに思っています。

先ほど申しましたけれども、この小豆島土庄町が、世界的にも認められている、そういったことをですね、ぜひ子どもたちに伝えていくこと、それがひいてはですね、子どもたちのこのシビックプライドであったりっていうことの醸成にもつながっていくのではないかというふうに思います。ということ踏まえてですね、機会あるごとに、子どもたちにもわかりやすくですね、両町連携しながら、伝えてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

その点よろしくお願いいいたします。

では、次に 2 点目の質問をいたします。瀬戸芸は、広い範囲で転々と作品があり、作品展示がない地域では、盛り上がりの温度差を感じるとの声も耳にいたします。

しかし、そうした地域の中にも、先ほどおっしゃっておられました、世界から評価された豊かな自然や受け継がれてきた伝統文化という強力な武器があるとも考えられますし、自分たちも少しでも地域を盛り上げたいという思いを持った方もいらっしゃいます。

自分たちの地域には作品がないから関係ないと諦めるというのではなく、例えばですね地元自治会の方から、うちの地区の遊休地や空き家を活かしたいとか、地区ぐるみで協力したいとかいったようなですね、具体的な申し出があった場合、町としてどう対応されるのか。町民の思いに対しですね、ただ頑張ってくださいねっていうのではなく、そういった方々に対して、情報発信を手伝うとか、活動の拠点づくりを支援するとか、あるいは実行委員会との橋渡しをするとかですね、そういったところ、町が今後どう寄り添っていくかっていうところを具体的にお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

瀬戸芸においてですね、先ほど議員がおっしゃったように、その地域で空き家を活用したいであるとか、あるいは協力したいなという地域の皆さんの声があるということはとてもありがたい話でありまして、現実的にそういった作品を置く場所であったりということは、苦慮しているところでもあります。

そういったお声はものすごくありがたいので、もしそういったお声をですね、がありましたら実行委員会等にはですね、われわれの方が、その地域にはこういった物件があったり、あるいはそういった思いがあるんだというところをまとめてですね、伝えていきたいというふうに思っています。

その上でですね、その地域が作品展示としての場として選ばればいいんですが、なかなか、われわれの意向どおりにいかないところもございます。

議員もご承知のとおりですね、作品の選定やその配置につきましては、やはりアーティストの感性であったり、創造性などが重視されるものと考えておりますので、町サイドの要望が必ずしも通るものではなくてですね、また作品の設置数にも限りがありますので、そういった中、すべての地域に満遍なくですね、その作品を設置するということは難しいと言わざるを得ないという状況であります。

現在の作品が今設置されておりますのは、むしろ広い町域の一部という、一部の地域という言うべきでもあります。作品のあるなしにかかわらずですね、例えばそのアーティストと一緒に作る作品の制作活動、これワークショップですよねとか、子どもたちがアートに触れるその学校連携授業であったり、ある

いは来場者へのおもてなし、お接待、それから港でのお見送りであったりですね、作品受付、それから案内所のスタッフ等々ですね、芸術祭によって生まれますそのさまざまな交流に、参加協力していただくということは、全くもって可能です。芸術祭を一緒に作り上げていくというお気持ちですね、ぜひ参加していただければありがたいというふうに思っております。

それから作品がない地域につきましても、芸術祭の効果を波及させることも重要であるというふうに考えております。例えば、瀬戸芸とコラボした観光コースの造成であったり、あるいはそのイベントの企画なども、その地域の皆さまのご意見を伺いながらですね、ぜひ検討してまいりたいというふうに思っております。

今回の開催に向けてですね、もしそういった地域のお声、ご意見等ございましたらですね、ぜひわれわれの方にお声掛けいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

次の瀬戸芸の開催についてはまだ未確定ですけども、こういったですね、町民からの声にしっかりと寄り添って進んでいただける行政であることを今後もお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

## 休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 13 時 00 分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午後 0 時 03 分

再 開 午後 1 時 00 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

8番 福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

8番、福本達雄です。

観光施策についてお尋ねしたいと思います。

まず、夜間観光について、本町は瀬戸内海の豊かな自然環境に恵まれています。しかし、観光の多くは昼間型であり、夜間の観光資源は十分に活用されているとは言えません。

昨年夏に海ほたる観察会がありました。島内で19回開催され、延べ約1200人が訪れ、島民にも観光客にも大人気のイベントになったと聞いています。

滞在時間の延長、宿泊率の向上、閑散期対策を考える上で夜の魅力づくりは重大な課題であると考えます。

1、本町は夜間観光をどのように位置付けているのか伺います。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

観光産業は、当町の重要な基幹産業と位置付け、第7次総合計画において、観光客の増加及び宿泊者数の増加を目標値としております。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍を経て日帰り観光の割合が増えており、町内への経済波及効果は限定的となることから、宿泊につながる夜の魅力づくりは重要な課題であると認識しております。

2024年に策定しました、小豆島観光ビジョンにおきましては、小豆島ならではの体験コンテンツの強化を図ることを基本戦略の1つに掲げ、アクションプランの中でも、明かり、光、花火などを活用した夜のコンテンツの造成やイベ

ントを実施すると位置付けております。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

夜の観光、夜間観光について、海辺の自然観察が一番取り組みやすいのではと海ほたるに着目しました。海ほたるは、海的环境が良好であることを示す指標でもあり、観察体験は観光教育と観光両立できる可能性があります。若年層ファミリー層の誘致が期待でき、観光資源であると同時に、環境を守る象徴にもなり得る存在で、海岸清掃活動とも連動します。

海ほたるの観察について、何かご意見ございませんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

海ほたるをとということですが、私も数回見てまいりまして、多くの方に来ていただいて好評でありました。

議員おっしゃるように、夜型の観光を推進していくためには、小豆島、海とか空、山ありますので、そういった山や海といった自然環境を生かしたあるいはその学びを取り入れたようなコンテンツも考えていく必要があるかというふうに考えております。

先ほど来、出ております持続可能な観光の推進においては、アワードの申請時にですね、その環境というものも審査項目の1つでもあります。

そういった中でですね、現在両町で、海辺のクリーン作戦であったり、あるいはその海浜清掃などの海洋保全活動とツーリズムを合わせたようなツアー造成ですね。そういったものも今現在やってる状況でありまして、環境と観光を連動させたような取り組み、そういったものも官あるいは民の方でなされているといったところであります。

議員おっしゃる海ほたるもその一例でありまして、そういった自然を生かした、1つの夜型コンテンツとして、そういった可能性を今後探ってまいりたいというふうに考えております。

先般、小豆島町議会の方でもですね、同じようなご質問、質疑がなされたというふうに聞いておりまして、その中でも小豆島町の方では、例えば小豆島観光協会と連携して、そういった情報発信であったり周知をしていきます。

それからもう1つですね、会場、おそらくオリーブ公園だったと思うんですが、その受け入れの周辺環境ですよね。そういった駐車場の、ちょっと数とか、そういったところの支援とかを含めてですね、海ほたるについてもやって

いきたいというふうな答弁があったというふうに聞いておりますので、両町とあるいはその観光協会連動しながらですね、海ほたるについても検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

民間業者と連携を密にし、両町、小豆島町、土庄町共同事業として、ナイトタイムツーリズム、夜間観光には取り組んでいただきたいと思えます。

続いて、アウトドア観光の振興についてです。本町は、海、山、溪谷などのアウトドア資源に恵まれていると言えます。キャンプやSUP、クライミングなどの需要はあるものの、滞在型、通年型産業への転換ができているとは言いがたい状況ではないでしょうか。

そこで町としてはアウトドア観光を重点施策として位置付けているのでしょうか、伺います。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

アウトドア振興につきましては、両町で策定しました小豆島観光ビジョンにおいて、体験プログラムやコンテンツの造成をアクションプランで定めております。

本町は、令和2年から「モンベルフレンドタウン」として、アウトドアメーカーのモンベルと連携し、さらに令和5年度からは、小豆島町とも連携し「モンベルフレンドアイランド」としてアウトドア施策を進めております。また、今年度からは、アウトドアに特化した地域おこし協力隊を採用するなど、アウトドア振興による観光の推進を図っているところであります。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

観光の推進を図っていくことと云われましたが、具体的な数値目標、傾向の把握はあるのでしょうか、伺います。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町の第7次総合計画におきまして、アウトドアも含めた体験型コンテンツを

令和9年度までの目標数値として10件と設定しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

アウトドアは単なる観光でなく、移住促進、若年層誘致、関係人口創出、地域経済の底上げにつながります。

自然は本町、最大の資産、これを守りながら活かす仕組みをつくるのが持続可能な観光につながると考えます。

そこで、アウトドア振興にはキャンプ場の付加価値化、トイレ、シャワー等の設備改善、空き家活用型のアウトドア拠点、海岸や山道の安全管理が不可欠であると考えますが、既存キャンプ場の高規格化や民間事業者との連携、支援策について取り組みがあるのか、伺います。

○議長（濱野良一君）

蓮池課長。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、民間企業との連携ということですが、先ほどもモンベルとの連携は申しました。アウトドアにおけます民間事業者との連携としましては、この10月に大阪城残石記念公園の方で、ヨットクルージングやSUP、ホビーなどの海の資源を活用した、アウトドアイベントを初めて実施しました。

また、持続可能な観光の推進の一環としまして、11月に小豆島で開催されました「瀬戸内JAM」というイベントにおきまして初めて、障がいのあるなし、また、年齢などにかかわらず、誰もがアウトドアを楽しめるコンテンツを取り入れた「アクセシブル・アウトドア」を初めて実施いたしました。

また、今年度採用しました地域おこし協力隊が、大部地区を中心に活動する中で、3月に初めてですね、日本屈指のスケールを誇ると言われます「赤嶽」でのアウトドア体験会を実施いたします。

その他、民間との連携としまして、世界一狭い「土淵海峡」でのSUP体験であったり、あるいはモンベルと連携した、日本遺産を取り入れた「石の島ハイキング」など、本町の豊かな自然を活用したアウトドア観光を推進するとともに、観光ニーズの多様化に合わせて、地域特有の歴史・文化・産業などを体験できるメニューを盛り込んだ体験型コンテンツの開発と推進を図っております。

施設整備としましては、近年、民間事業者のノウハウやアイデアを活かしたグランピング施設なども整備されてきております。

なお、町においては、残石記念公園のビジターバースに給電・給水設備を整備するため、観光庁の補助事業に現在応募中であります。

これまでの観光に加えまして、アウトドアコンテンツの充足を図るとともに、観光客の分散化、そしてより多くの観光客の満足度を高めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

提案として、空き家活用型の拠点づくりをお願いしたい。そういうことに支援をお願いしたいことです。また、トイレ、シャワーの設備改善、遍路道の整備などの連携支援をお願いし、質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

9番、日本共産党の福本耕太です。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

1つ目の質問は、物価高騰給付金、土庄町で商品券として支給が1月の臨時議会で決まりました。この件についてご質問をしたいと思います。

1月臨時会で町が提案した「物価高騰給付金1万円」を商品券で配布するという議案について、私は現金給付に比べて、商品券給付は町の支出、経費が増えるのではないかと問いました。それに対して町は「ほぼ、同額」という答弁をしました。

ところが、同じように1月臨時議会で1万円給付を現金で給付した、小豆島町では、経費は300万円（システム改修費）だけが予算書に計上されていました。

商品券で支給した土庄町は、郵送料300万円に加え、商品券作成等にかかる経費として500万円が計上されており合計800万円でした。

そこで問います。ほぼ同額ということは、小豆島町でも800万円かかっているということになりますけれども、残りの500万円について、小豆島町ではどのように、予算書には上がってなかったんですけれども、どのような形で使われていたのか具体的に用途を挙げて説明をお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、結論から申し上げますと1月の臨時議会において、本町が「現金給付と商品券支給の事務経費はほぼ同額である」と答弁した点につきましては、現

在もその認識に変わりはなく、客観的な金額に基づいた答弁だったと考えております。

議員は、小豆島町における現金給付の経費を「システム改修費の約 300 万円のみ」と捉え、本町の経費 800 万円あまりと比較して「同額ではない」というようなご指摘であるかと思えます。しかしながら、現金給付費に伴う経費はシステム改修費だけではありません。現金給付を実施する場合であっても、対象者への通知書の印刷及び発送、口座情報の確認や突合、金融機関への振り込み手数料などが必要であります。

小豆島町の予算状況を改めて精査いたしましたところ、現金給付の実施にあたりましては、ご指摘のシステム改修費のほかに、印刷製本費や郵便料、振込手数料、さらには事務を担う会計年度任用職員の手当等、現金給付に付随する一連の事務経費が計上されております。

これを合算いたしますと、小豆島町の事務費総額が 840 万円となります。これに対しまして、本町の事務費は 846 万円でございます。

この数字の比較をもって、1 月の臨時会におきましては「ほぼ同額である」というふうに申し上げた次第でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい、わかりました。今の説明でわかりましたので、この質問は終わりたいと思います。

次 2 つ目の質問に入ります。会計年度任用職員の 4 月遡及を早急に実施せよということで、会計年度任用職員への 4 月遡及について、早急に実施を求める立場から、町がこれまで実施してこなかった理由説明について、それぞれの問題点、矛盾点を 3 つの角度から正したいと思えます。

1 点目は、年度職員に対する差別的扱いについてであります。12 月議会でも述べたように、差別の定義は「特定の集団や属性を持つ個人に対し、その所属する属性を理由に不当な扱いをすること」であります。

12 月議会では私は町長に対し、「土庄町職員の中で、会計年度任用職員だけを切り離し、4 月遡及を行っていないのはなぜか」と問いました。この質問に対して町長は「職制」が理由だとはっきりと答弁をされました。町の全職員の中で、会計年度任用職員だけを「職制」つまり職員の所属する属性で切り離し、それを理由に不当な扱い、つまり 4 月遡及をしないという行為は、明らかな差別であるということを重ねて強調したいと思えます。さらに、総務省の通達でも、年度職員も含めた全職員を遡及対象にするようになっております。これは、あえて国が地方自治体の中で、差別が発生しないように強調しているんだと私は

認識しています。12月の私の質問に対し、町長は「差別している認識、自覚はない」というふうに答弁をされました。それが本心であるならば、認識を改めていただきたいと思えますけども、答弁を求めたいと思えます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

令和7年12月の定例議会でも今回と同様の質問をいただいております。その際にもお答えいたしましたとおり、差別であるという認識はございません。また、意図も一切ございません。

会計年度任用職員制度は、令和2年度からスタートした新たな非常勤職員制度であり、正規職員の職務、職責とは異なる部分がございます。そうした中において、町といたしまして、会計年度任用職員の処遇改善に最大限努めているところでございますので、何卒ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

私町長にね、質問したんで、町長の口で答えていただきたいんですけども、次は町長の口でね、答えていただきたいと思うんですけど。

正規の職員さんと、それから非正規の職員さん、これは会計年度任用職員さんとの区別というのは「職制」で区別してるわけですね。

だけど、前回も質問しましたが「同じ土庄町の職員です」というふうに町長がお答えになりました。同じ土庄町の職員なのに、どうしてね、会計年度任用職員さんに対しては、この4月遡及という未払い賃金を遡ってきちんと支払うということをしていないのか、ということをお問うてるわけです。

何か施しとか付け加えて、なんかボーナスを上げるような話ではなくて、この4月遡及っていうのは、未払い賃金をきちんと払うということですから、それは正職員に対してきちんとしないといけないということで、正職員は行ってるはずなんですよ。

だけど、会計年度任用職員やから、未払い賃金を払わなくてもいい。それがその理由が「職制」だからっていうのは理由に当たらないと思うんですけど、そのところをちょっと説明、なぜそういうふうな解釈になるのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

会計年度と正職員の違いといたしまして、常勤職員と会計年度任用職員は、制度上の任用形態や職務、職責が異なる職域区分として位置付けております。

そのようなところから、4月遡及について、常勤職員と会計年度職員との差をつけている状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

職責が違う。職務責任が違うというふうにおっしゃってるんですけどね。でも、会計年度任用職員さんを雇用する際には、きちんと契約があってその契約どおりに賃金を支払うということで、雇用をするわけですよ。その契約の賃金が、物価高騰に伴って賃上げをなささいという話になってるわけですから、賃上げ分も契約の賃金になるわけですよ。

だから、正規の職員の方にきちんと支払いをしてるっていうのは、その未払いになってる部分の賃金を払ってるってことなんで、これを「職制」で分けて、会計年度任用職員さんには払わなくてもいいという理屈にはならないと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの答弁のとおりでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

答弁が同じだったんですけども、これね、もう一度しっかりと考えていただきたいと思います。

私はこれもう全くね、行政の中で差別が起きてるっていうことを、皆さんに訴えたいと思います。これ今、4月遡及という賃金の話してるんですけど、こんなことがね、まかりとおっていったら、これから他のことでも、会計年度任用職員さんに対して「職制」でいろんなペナルティーを与えていくとか、いうことをやっていくんじゃないかと私は懸念してます。

「職制」で何かを区別して、本来受けられるものを受けられないようにしてしまうとかっていうのは、僕は違うと思うんで、ずっとこれをやっぱり考えていってほしいと思います。私はこれを言い続けようと思ってますんで、きちんと納得してもらえらるまで、差別行政をやめるべきだということを強く訴えたい

と思います。

それでは2つ目の角度から質問したいと思います。遡及の財源について、町の認識を正したいと思います。

町は「全職員に遡及すれば5000万円かかる。しかし国は4000万円しか交付をしていない。だから年度職員には支給をしていない。」と説明をされました。

しかし、これも認識が間違っていると私は思います。第1に国は、町に宛てた文章の中で、会計年度任用職員も含めた全職員の4月遡及を行いなさいと通達を出しています。その上で、必要経費の5分の4、4000万円を町に交付しています。つまりこの場合、5分の1は土庄町の責任で自己財源から支給をなさないと国は言っていると捉えるのが正しい認識ではないかと私は思います。

そう考える根拠になりますけれども、非正規労働者などで行く労働組合自治労連の試算によると、土庄町が年度職員に、4月遡及を行った場合では、国の交付金4000万円のうち、200万円が余る計算になります。つまり、町が年度職員に遡及をしなければ年間200万円の国の交付金、本来年度職員に支払うべきお金が町の内部留保になってしまいます。ここにも、町の認識が事実と異なっている点が数字であらわれていると、私は思うんですけども、町長は認識を改めて800万円を町費から支出をして、年度職員の4月遡及に充てるべきだと考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の2点目のご質問にお答えいたします。

労働組合の試算方法、内部留保の考え方につきましては、わかりかねますが、令和7年度財源措置につきましては、国から明示されておりますのは、正規職員と会計年度任用職員の区別を設けずに、両方の給与改定費として3094万1千円が措置されただけでございます。

土庄町において、実際に正規職員と会計年度任用職員、両方の給与改定と4月遡及を実施した場合における所要額は6300万円余となりまして、3200万円不足するということになってございます。

こうしたことから、今期におきましては、財政状況や職務の性質等を鑑み、地方公共団体の裁量として、会計年度任用職員の給与改定を令和8年4月からとしたものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

まず1点、数字が変わってるんですね。

全職員に遡及すれば 5000 万円かかるんだっていうふうに前説明されたんですよ。それに対して国からの交付金は 4000 万円ですと、1000 万円不足してるんですっていうふうに答弁されたのは、町当局の方なんですよ。

その数字が今聞いたら変わってるんですよ。

それはやっぱり、前回の答弁をひっくり返す話になりますから、話をまぜ返すようなことはしてほしくないんですよ。まず、それとね、もうちょっと金額の話で、そうやってころころ、ころころ変わるんだったら、ここから話が進まないの、その部分で時間とりたくないの、それに対しての答弁は必要ありません。

私が言いたいのは、さっき総務課長もおっしゃったんだけど、国からの文章の中には年度職員も、それから、正規の職員も遡及を行いなさいということを書いてあるわけですよ。書いてあった上で、それに必要な経費の全額がきてないわけですよ。ていうことは、足りない分に関しては、地方自治体の責任ですよっていうことを言うてるに等しいんじゃないですか、これに関してはどうですか。

○議長（濱野良一君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員の再質問にお答え申し上げます。

答弁必要ないということだったんですけど、先ほどの数字につきましては、先ほど濱口課長の方から申し上げたのは、今年度 7 年度の数値でございます。12 月の答弁でしておりますのは、6 年度の数値でございますので、直近の数字としまして、7 年度の数字を濱口課長の方からお答えしたものでございます。

その上で、福本議員からのお尋ねの国の通知云々というお話でございますが、私どもにとりましても、実に悩ましいところというのがもう率直なところでございます。その悩ましい理由は、国の通達と財源措置が必ずしもリンクしていないというところでございます。

福本議員のご指摘のとおり、会計年度任用職員についても「常勤職員の給与改定にかかる取り扱いに準じて改定することを基本とし」という国の通知がございます。ところが、先ほど説明したとおり、それに見合った財源措置は伴っておりません。国にしてみれば、議員がおっしゃるとおり、不足分は地方公共団体で出してもらいたいのかもしれません。

しかし、その強要は、国としてもできないので、大変玉虫色の内容の通知となっております。不適切な事例として挙げているのは「単に財政上の制約のみを利用して、期末手当または勤勉手当の支給について抑制を図ること」それから「新たに期末手当または勤勉手当を支給する一方で、給料、報酬や期末手

当について抑制を図ること」という極端な例を挙げております。

おそらく、会計年度任用職員の遡及分までを含めた財源措置をきちんと行われておればですね、もっと明確な通達指示になるものと思われま

すが、国は、基本的な方向性を示しながらも、その財源措置が不十分であることと、地域の実情を踏まえて最終的には地方公共団体の裁量に委ねるものであることを認識しているものと考えております。本町といたしましては、本町が置かれている諸般の事情を総合的に勘案して判断しておるところでございますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

実際ね、いま副町長言われたみたいに、国の方は会計年度任用職員にもきちんと遡及しなさいと言いながらお金を全額出してないという事実はあると思います。

これは町長の方から、町村会を通じて全額出してくれと言うて国に声を上げていくのが町長の果たすべき役割だと思いますし、もうそれもされてるんじゃないかというふうにも思いますけれども。それをそういう努力もしながらもですね、やはり国の方が全額出してないからといって町の判断で出さなくてもいいと。それを「職制」で出さないようにしているという話になってくると、やはり役場というのは、一人一人の職員が主人公で、頑張っておられるから地域が回っていくわけで、人材こそやっぱり宝やと私は思います。そこを蔑ろにしてしまったら、たとえ町長がね、どんなにいい政策をやっても職員の魂に火がつかないと思いますよ。

そこで3番目の質問に入りたいんですけど、町長ね以前、ほかの自治体の動向を見ながら検討するとおっしゃったんです。確かに香川県を見ますとね、8市9町の内、8つの市はもう全部ね、遡及してるんです。町は1町だけですかね。2町ですかね。ぐらいなんですね。少ないです。でもね、確かに香川県はそうなんです。でも、他の自治体を全部見ますとね、全国から香川県に限らずに、全国の自治体を見ますと、これも自治労連の調査なんですけども、全国で7割を超える自治体で、会計年度任用職員にちゃんと4月遡及してるんですよ。僕はねこの7割を超える自治体のやってることの方が信義だと思います。

先ほども言いましたけども、一人一人の職員を大事にする年度職員も含めて大事にすることによって、町長が提案した内容に魂が入るし、職員一人一人がやっぱり住民さんに、気持ちよく向き合える土庄町をつくることができると思うんです。

今説明しましたけども、町長は他の自治体を見ながら、動向を見ながら検討

するって前回おっしゃったんですけども、で言うんだったら全国見れば、7割を超える自治体でもう4月遡及してるわけですから、この全国の基準に合わせて、土庄町も遡及していくべきだというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の3点目のご質問にお答えいたします。

福本議員から頂戴いたしましたご意見、ご主張につきましては、その重要性を十分に理解しており、町としましても真摯に受けとめております。しかしながら、本件につきましては、限られた財源の中で、町全体の均衡ある発展と、すべての町民サービスを維持するため、わが町の判断に基づいたものでございます。何卒ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

時間もございますので、最後に重ねて申し上げたいんですけども、土庄町の円滑な運営をしていくためには、何があってもやっぱり職員の賃金を払うということが僕は第1前提やと思います。そこを抜いて、良い町っていうのは作っていけないと思いますし、これでもう決定じゃなくて、ぜひね、皆さんの知恵を出していただいて、4月遡及きちんとやっていただきたいということを訴えまして2つ目の質問を終えたいと思います。

3つ目の質問に入ります。

町単独の補聴器購入補助の実施を求めるという内容になっております。来年度から県の制度で、加齢性難聴に対する補聴器購入補助が上限3万円を実施をされます。加齢性難聴は、放置すると認知症を進行させることが医学的にも報告されており、高齢者と高齢者を支える家族にとっても、補聴器の購入補助は今後ますます必要になっていきます。

そこで、土庄町として単独で補助を行い、県の購入補助に上乗せする形で購入補助率を引き上げていただきたいというふうに提案をいたしますが、町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

難聴は、コミュニケーションの困難さを引き起こし、他者との交流や外出の機会といった社会的活動の減少をもたらすことから、認知機能に悪影響を及ぼ

す要因の一つとされています。

町における難聴者の補聴器購入に対する支援としましては、障害者総合支援法に基づく補助制度があり、これは聴覚障害 2 級の重度難聴者または 3 級から 6 級の高度難聴者で、医師が必要と認めた方を対象としております。しかしながら、これに該当せず、特別な病気や外傷がないにもかかわらず、年齢とともに自然に聴力が低下した加齢性難聴者に対し、独自の助成制度を設けている自治体は、これまで県内には存在しませんでした。

令和 8 年度から、香川県が実施する加齢性難聴対策推進事業は、認知症対策の一つとして、加齢性難聴者に補聴器の購入費用を助成し、加齢性難聴に関する普及啓発を行うことを目的としています。

対象者は、町内に居住する 65 歳以上、かつ聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方で、加齢性難聴に関する講義を受講した上で、耳鼻咽喉科への受診勧奨に基づいて受診し、補聴器使用が必要と認められることが要件となります。補助額は、補聴器購入額の 2 分の 1、上限 3 万円で全額県費補助です。

お尋ねの町による上乘せ補助については、まずは、本事業を通じて対象者のニーズの把握や事業効果を見極める必要があるため、現時点では考えておりません。町としましては、来年度は購入希望者向けに、介護予防教室等で、県から派遣される言語聴覚士による加齢性難聴に関する講義の機会を設け、補助対象となった方の申請書類の取りまとめや連絡調整などを行うかたちで、本事業に参画してまいります。

また、実際聞こえづらさを感じていても、補聴器の装着に抵抗があったり、購入しても使用を中止してしまうケースも見受けられます。今年度は介護予防サポーターのつどいにおいて、「難聴と認知症」というテーマで講座を開催いたしました。今後も介護予防という観点から、早期発見の重要性や、適切な補聴器の導入が高齢者の日常生活の質の向上につながることなどを周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

今んところまだ考えてないということなんですけれども、香川県では、市町村で単独で実施している自治体がないということなんですけどね。

全国では、もうすでに今回香川県がやる前から、市町村単独で補聴器の購入補助をやってる町があります。ですので、その気になれば、土庄町でもできると思いますし、ぜひそこは町長にもこれから考えていただきたいというふうに思うんですけども。

もう一方でね、土庄町はこれまで病気にならないように、予防のためのとこ

ろにもかなりね、予算を割いてこられていると思うんです。それすごくね大事なことだと思うんです。健康寿命を伸ばしていくという努力は、すごく大事なんですけど、耳の加齢性難聴に関しては、なかなか努力しても、補聴器をつけないで生活しててどうこうなるという話じゃないんで、むしろその補聴器をつけることによってきちんと1つの会話ができると、そのことによって認知症を防いでいくっていう、力になりますので、そういう意味では、土庄町が力を入れている予防事業ですねにも当たると思いますので、引き続き検討の方、町長にお願いしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

はい。適切な支援のあり方を検討してまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

ぜひお願いしたいと思っております。

それでは4つ目最後の質問に入ります。

「まちなか道の駅（仮名）」建設にかかる費用をについてです。先日、開かれた公共用施設跡地等利活用検討特別委員会におきまして、町は旧庁舎の取り壊しと「まちなか道の駅（仮名）」の計画について構想を説明いたしました。

そこで大きく3点について問いたいと思っております。

1点目は、旧庁舎の取り壊しについてであります。

1、取り壊しの費用総額は、現段階で幾らぐらいかかるというふうに見込んでおられますか。

2、町単独の支出割合と国費の割合。また、国費支出の返済をどのような流れになるのかについて、わかることを教えていただけたらと思っております。

3点目ですけれども、次の建設計画がなければ、言うたら、旧庁舎をこれから潰そうと、あるいは耐震化ができていせんから潰さなあかんですけれども、あれを潰そうと思って国費を国に、国庫補助をもらおうと思った場合は、そのあとに建物を建てないと、国庫補助がおりてこないというふうになってるのか、それとも、駐車場とか広場とか更地利用でも、建物利用であったとしても更地利用であったとしても、利用するということがわかっているならば、国庫補助が受けられるのかどうか、まずその3点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目です。旧庁舎の取り壊し費用につきましては、取り壊しの設計等を行っていないため、不明ではありますが、令和3年の6月の定例会の一般質問の答弁では「新庁舎の建設工事に伴う旧土庄中央病院の解体工事の例によれば、1平方メートル当たり単価が約5万2千円で、最低でも1億4331万円の程度は必要であると考えられますが、建物の構造によりまして、実際の解体費用については増減が見込まれるものと考えております」と答弁しております。当時より約4年9カ月経過しておりますので、増加しているのではないかというふうに考えられます。

また、2点目3点目を一緒に答えさせていただきます。

まず、取り壊しの費用に関しまして、取り壊し費用単独による国庫の国の直接的補助金はありません。通常は地方債制度によりまして、地方債の発行が一般的でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

2番目3番目の質問の答弁がもうちょっとわかりにくかったんですけど、町単独で潰すということはないと。国庫補助がなかったら潰せないですよっていうことを言われたんですか。

それと、跡地の利用で建物を建てないと補助金が出てこないのか、それとも跡地を更地で使っても、建物を建てても補助金ってのは関係ないのか、それに対して関係ないのか。そこをちょっと1回確認したいと思って質問したんで、そこをもうちょっとわかりやすく説明してもらえますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

はい。再質問にお答えいたします。

まず、建物を壊すだけの国庫補助はあるのかというところでございますけど、それはございません。

それと建物を利用せずに、結局なしに潰すだけっていうのに対しては、先ほどの地方債の制度によりまして、地方債を発行してやるというようなことでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今わかったのは、壊すだけだったら、町単独で壊すだけというのはない。違

うな。壊すだけで国の、ごめんなさい。もう 1 回言うてもらってもいいですか。ちょっと理解できない。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

建物を壊すだけの国庫補助の制度はございません。町の負担になりますというところがございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

建物を潰すだけは、国庫補助はなくて町の負担になりますよと。もう 1 つ踏み込んで聞いてるんですけど、国庫補助を受けようと思った場合は、新たな建物建てる計画がなかったらいかんのか。それともう潰したあとその土地の活用に対しての計画があればいいのか、土地の利用計画があれば補助が受けられるのかどうか、そこをちょっとお伺いしたい。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

はい。国庫補助を受けるためには、当然全体計画が必要になります。

その計画の中において次の建物とか何かを施設をするということに付随して、取り壊しが必要になるというような意味になりますので、国庫補助を受けるといようなことになりまして、次の計画、次の施設がどういうものにするかという計画をきちんと示さなければいけないということになります。計画だけの文章だけでは、ちょっとそれでは通らないということになります。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

つまり、潰すのは、国の補助はありませんと。

次作るときに、新しい建物を作ったりとか次の計画に対しての国庫補助はありますよっていう説明で合ってるんでしょうか。そういう理解で合ってるんでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

全体の計画、次の施設を造るときの国庫補助があると思うんですけど、その時にこの計画の中にその建物があれば、次のものがつくれないということにな

りますので、それを潰すことも、一連の計画であるというふうに認められれば、国庫補助の対象になるということになります。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。わかりました。

では、2番目の質問入ります。道の駅の建設にかかる費用なんですけども、費用の総額をどのぐらいで見込んでいるのか。

それから2つ目は、町単独の支出割合と国費の割合。また国費支出の返済をどのような返済はどのような流れになるのかについてお尋ねします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

まずは、現時点では、概略設計さえできていない状況でございますので、この建設費用をですね、どうなるかということを示すことはちょっとできません。

また、どのような国の補助メニューをですね、活用するかという言葉につきましても、今後ですね、どういうメニューがあって、どのような有効な補助メニューでいけるかということを検討してまいりますので、今のところまだ全然決まってない状態でございますので、現時点ではちょっとお答えすることができません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

それでは3番目の質問に入ります。

公設民営を検討しているということなんですけれども、1つ目の質問は、募集とか運営、管理で、町が負担する費用の総額をどのぐらいで見込んでるのか。つまり、ランニングコストですね、公設民営ですから運営するのは、民間が運営する、町がお金を出して作るんですけども、運営をするときに、土庄町が支出をしなければならない、ランニングコストがあるのかどうかということ、数字的には今まだはっきりしないという答えになるかもしれませんが、そういうことも含まれるのかどうかということを見込んでいるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

ちょっと順番に行きます、一遍に言ったらあれなんで。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の3つ目の質問にお答えいたします。

1番の方です。建物や整備がどの程度のものなるかということが、現在決まっておらず、次にDBO方式を採用して行うというようなことで、今検討しておりますので、民間の役割分担や費用負担の枠組みをどのように今後設定しているかということによって、ランニングコストや将来的費用の組み方が変わってくると思います。DBO方式で考えているということは、町の負担もある程度、必要ではないかというふうな部分は考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

はい。それでは、建物をつくった場合ですね、将来には必ず取り壊しをしなければならないということなんですけども、ランニングコストの採算を取りながら、この取り壊しの費用も、ストックしていかなといけないということになるんですけども、そこについては、どのような計画を持っておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

役割が終わった施設の取り壊し費用につきましては「まちなか道の駅」にかかわらず、どのような施設を造った場合でも必要になるものであるとは考えております。ただ、試算することは可能であるんですけども、その費用をどういうふうに計画の中で差し込んでいくかということは、今後の検討になります。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

3番目ね、大赤字が出た場合どうしますかと、どういう対処するんですかという質問を聞こうかと思ったんですけども、それを聞くまでもなく、計画が途中やから、わからんという話になってくると思うんですけど。

例えば、これから経済的にもものすごく右肩上がりですね、高度経済成長期のように、将来がすごい、こう経済が発展するという見込みがあるような流れの中で、そういう経済の中にあるんだったら、スクラップ・アンド・ビルドっていうものの考え方はあるのかもしれないんですけど、今むしろ逆で、どんどん経済が縮小していってると。そこでね、私は潰すのは潰さんとあかんと思うん

ですけど、新しい建物を建てていくってなったら、それはいずれ潰さんとあかんようになるわけですから、これからもっと財政的にも厳しくなっていく中で、このスクラップ・アンド・ビルドっていう考え方が通用するかどうかという点からいうと非常に疑問を感じてます。そういう意味では今後の説明の中でもそうなんですけども、今答えることができないっていうふうにおっしゃったことですね、それから将来設計ですね、計画自体の将来設計もきちんとやっぱり示した上で、かつ、処分のことも考えた上できちんと説明をしていただきたいということを述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

## 討論、採決（議案第 1 号～議案第 12 号及び議案第 19 号～議案第 29 号）

○議長（濱野良一君）

これより討論、採決に入ります。

日程第 3、議案第 1 号 土庄町行政手続条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 2 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第3号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第6、議案第4号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第7、議案第5号 土庄町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第8、議案第6号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 9、議案第 7 号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 10、議案第 8 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 11、議案第 9 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 12、議案第 10 号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 13、議案第 11 号 土庄町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 14、議案第 12 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

本案は、国民健康保険の亡くなられた後に、死亡した後に、国民健康保険から葬祭費として 5 万円のお金が、家族の方に払われるという仕組みになっています。それが今度 3 万円に引き下げをするという内容になっている条例であります。

この間を見ますと国民健康保険税の負担というのは、下がることはなく上がり続けているのが実態です。

そうした中で、今度給付を減らすというような条例になってるんですけども、国保税の負担は増えて給付が減るといのは、住民の立場から言いますと、これは絶対ありえないと。むしろ税金が増えてるわけですから、給付が増えないといけない状況なんですけども。ですから、この給付の 5 万円を 3 万円減らすということは認められないということで反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

11 番 宮原隆昌君。

○11 番（宮原隆昌君）

賛成討論を行います。

付託を受けた委員会で十分審査をした結果、全会一致で承認されておりますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 15、議案第 19 号 令和 8 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい。反対討論を行います。

まず、全体の評価についてですけれども、今回の予算の中にはですね、旅費の実費支給でありますとか、0歳から2歳の保育料とか給食費の無償化など前進してる面もあります。こうした点については大いに評価をしたいというふうに思っております。

それと、全体としましても、必要などころに必要な予算がきちんとついているというふうに考えるものであります。

その上で、これはもうやめるべきだとか変えるべきだという、個別の施策について修正を求める立場から反対討論を行います。

まず、議案書の49ページのアイランドタウン創生事業で「まちなか道の駅」の計画は、私は進めるべきではないと。今進めることが必要な事業ではないというふうに考えております。そうした立場から、このPPP、PFI事業化手法精査委託料ですね2000万円この予算に対して反対をいたします。

次に、各課に跨って組み込まれている同和予算について反対討論を行います。反対の理由を述べます。特定団体とその支部の活動を支える補助金や、地域の住民に対する個別施策、給付に反対をいたします。具体的に部落解放同盟とその支部に対する助成はやめるべきです。

また、特定地域住民だけ行っている葬祭費の支給や、自動車免許の取得の補助はやめるべきです。

福祉施策で必要な施策については、町民誰もが適用になる一般施策へと移行するべきだと考えます。

また、同和教育について、部落解放同盟の主張をそのまま取り入れて教育を行うのではなく、科学的に歴史学に基づいて、歴史教育に位置付けて行うべきです。人権教育及び差別の解消という点では、近年、国内に蔓延する排外主義も大きな問題であります。あらゆる差別は人間による人間の支配が根幹にあります。差別をなくすためには、人間による人間の支配という人類の歴史的課題を乗り越える立場に立ち、科学的な見地に立った一般教育への移行が必ず必要になります。以上で反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

4番 小川 務君。

○4番（小川 務君）

はい。賛成討論を行いたいと思います。

令和 8 年度の各事業の執行に必要なかつ適正な予算が計上されていること、また、付託を受けた委員会でも十分審査をした結果、賛成多数で承認されておりますので、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

私も多くほぼ賛成なのですが、一部マイナンバーカードについて従来から反対して、まだセキュリティに対して不安が残るために反対します。

そして、アイランドタウン創生事業の委託料について、今後、多くの施設についてどうするかはまだ決まってない中で、先ほど議員もおっしゃっていたような、今更スクラップアンドビルドの計画に対する委託料に対して反対です。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 19 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 16、議案第 20 号 令和 8 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

事業内容等については、反対はないんですけども、先ほども述べましたように、国保税というのは、国民健康保険税というのが非常に高い金額になっております。

それをもとに運営をしていくということについては、やはりこれは賛成できないと、国保税の引き下げを求める立場から反対をいたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

3 番 森 英樹君。

○3 番（森 英樹君）

3 番、森です。賛成の立場から、答弁いたしたいと思います。

この件、国民健康保険の給付サービスに関しましては、香川県下どこで生活しても同じサービスを受けられるということでございまして、今回に関しましては、給付の引き下げということでございますけれども、いたしかたない部分かなということで、県下統一に向けての流れの一環として、賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 17、議案第 21 号 令和 8 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 21 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 18、議案第 22 号 令和 8 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 22 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 19、議案第 23 号 令和 8 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

- 議長（濱野良一君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 23 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）  
日程第 20、議案第 24 号 令和 8 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
（発言者なし）
- 議長（濱野良一君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 24 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱野良一君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）  
日程第 21、議案第 25 号 令和 8 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
（発言者なし）
- 議長（濱野良一君）  
反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 22、議案第 26 号 令和 8 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

後期高齢者医療保険制度というのは、75 歳以上のお年寄りを切り離して医療保険をつけるという仕組みになっております。

この制度自体が、もう医療崩壊を起こす制度になっているということで、制度に反対する立場から、また旧の老人保健制度に戻していくと、全世代が 1 つの保険に入るという仕組みに戻していくということが大事だと考えますので、制度に反対する立場から予算に反対いたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

10 番 川本貴也君。

○10 番（川本貴也君）

はい。こちらの議案第 26 号につきましては、付託の委員会におきまして可決すべきものと、賛成多数で決しておりますので、賛成したいと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

- 議長（濱野良一君）  
他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 26 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)
- 議長（濱野良一君）  
起立多数であります。  
よって本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）  
日程第 23、議案第 27 号 令和 8 年度土庄町農業集落排水事業会計予算について討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)
- 議長（濱野良一君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（濱野良一君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
議案第 27 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（濱野良一君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（濱野良一君）  
日程第 24、議案第 28 号 公有水面埋立てについて討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)
- 議長（濱野良一君）  
反対討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 25、議案第 29 号 公の施設の指定管理者の指定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

## 議案の上程、提案理由の説明（議案第 30 号～同意第 3 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 26、議案第 30 号 工事請負契約の締結についての件から日程 29、同意第 3 号 土庄町監査委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、説明をさせ

ていただきます。

追加議案・審議資料の 1 ページ、5 ページ、6 ページをご覧ください。

議案第 30 号 工事請負契約の締結についてでございます。

(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事 (上部工) (第 17 工区) について、入札後審査型一般競争入札の結果、有限会社 高橋建設 代表取締役 中村伸也と 8734 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、追加議案・審議資料の 2 ページ、7 ページ、8 ページをご覧ください。

議案第 31 号 工事請負契約の締結についてでございます。

(社会資本整備総合交付金) 町道沖之島線道路整備工事 (上部工) (第 18 工区) について、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社 土庄土建 代表取締役 白句竜一と 9680 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

○議長 (濱野良一君)

岡野町長。

○町長 (岡野能之君)

追加議案・審議資料の 3 ページをご覧ください。

同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命についてでございます。

現教育長の港育広氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、新たに教育長として、藤原一章氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

続いて、追加議案・審議資料の 4 ページをご覧ください。

同意第 3 号 土庄町監査委員の選任についてでございます。

現監査委員の長門武文氏が、令和 8 年 3 月 24 日をもって任期満了となるので、新たに、濱野雄一郎氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長 (濱野良一君)

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

## 提案理由に対する質疑 (議案第 30 号～同意第 3 号)

○議長 (濱野良一君)

ただいま説明のありました議案第 30 号から同意 3 号までの一括質疑を行います。

す。

質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

ないようでございますので、議案第 30 号から同意 3 号までの質疑についてはこれをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第 30 号～同意第 3 号）

○議長（濱野良一君）

議案第 30 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

議案第 31 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第28、同意第2号 土庄町教育委員会教育長の任命については、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号 土庄町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱野良一君）

日程第29、同意第3号 土庄町監査委員の選任については、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号 土庄町監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

## 議案の上程、趣旨説明（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

日程第30、発議第2号 米国とイスラエルに対し即時停戦を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

米国とイスラエルに対し即時停戦を求める意見書。

2月28日、アメリカトランプ政権はイスラエルと共に、イランに対する軍事攻撃を開始し、首都テヘランや各都市を爆撃しました。この爆撃により、イランの最高指導者ハメネイ師が殺害されたほか、多数の市民が死亡し、その中には小学校への爆撃による100人以上の子どもたちの犠牲も含まれます。イランも反撃をはじめ、イスラエルや米軍基地のある周辺国をミサイル攻撃し、米兵にも死者が出ています。

アメリカとイスラエルによるイランへの先制攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙にほかなりません。また、アメリカの攻撃は、1月のベネズエラ攻撃に続き、今回も合衆国憲法に定められた議会承認を得ていません。

国連安保理事会は緊急会合を開き、グテーレス事務総長が即時停戦を呼び掛けましたが、アメリカ、イラン双方による非難の応酬が続いています。

アメリカとイランは2月26日、イランの核開発をめぐる協議を再開し、合意には至らなかったものの一部進展もあり、3月2日にはオーストリアの首都ウィーンで実務者レベルでの協議を行う予定でありました。それを覆したのが米国のイラン攻撃、協議の約束を一方向的に破棄し、暴力によって屈服を迫ることは「力による現状変更」であり、国際秩序を崩壊させる行為であり、決して許されるものではありません。

日本政府はイランへの攻撃に関して「イランの核開発は、決して許されない」との立場を表明し、米国の軍事行動に一定の理解を示しています。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻を「残虐で非人道的な行為であり、戦争犯罪に値する」と非難した日本政府は、アメリカのイラン攻撃も同様に非難するのでなければダブルスタンダードのそしりは免れません。以上のことから、本議会として以下のことを政府に強く求めます。

国連や中東各国などと協調し、アメリカとイスラエルに対し即時停戦を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

## 趣旨説明に対する質疑（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第2号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第2号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

発議第2号 米国とイスラエルに即時停戦を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

4番 小川 務君。

○4番（小川 務君）

反対討論を行いたいと思います。

私は戦争に反対です。戦争により多くの尊い命が失われている現状に対し、深い懸念と平和を願う気持ちは誰もが共有するものであります。

しかしながら、本意見書は、世界の戦争停戦を求めるものではなく、アメリカとイスラエルのみを名指しで非難する内容となっております。

中東情勢は、宗教、民族、安全保障など、さまざまな問題が複雑に絡み合っており、極めて難しい問題であります。

イランによる周辺国への攻撃やミサイル発射など、地域の緊張を高める要因も存在しており、特定の国のみを取り上げて避難することは、国際情勢を公平にとらえたものとは言いがたいと考えます。

また、外交や安全保障は、本来、国が多く の情報と専門的判断のもとで対応すべき分野であります。

地方議会が特定の国を名指しして非難する意見書を提出することについては、慎重であるべきであると考えます。

以上の理由から本意見書には賛成できないことを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

7番 鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

戦争は絶対悪です。みじんも許される理由にはなりません。

どっちもどっち論に落とし込むと、責任の所在が曖昧になります。

今回は、アメリカとイスラエルが何の根拠もなく一方的に攻撃したのは絶対悪です。

私はその理由をもって、この意見書に賛成します。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

3番 森 英樹君。

○3番（森 英樹君）

3番、森です。私も戦争は、誰しも反対で、私も反対でございます。

早期終結ということで、平和を願う思いは皆あると思います。その中で刻々と変わる世界情勢の中、世界は魑魅魍魎の世界でございまして、今現状の事態沈静化を含めて、国会において衆議院の審議を終え、今参議院で議論をしておりますが、小川議員がおっしゃったように、外交や安全保障は国の専権事項であり、地方の議会としての関わりは、慎重にあるべきだと考えております。

本意見書を土庄議会の意思表示として、そのまま国へ提出することには賛成できません。

以上で、反対の立場として発言いたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

賛成討論を行います。

今回のアメリカ、それからイスラエルのイランに対する攻撃というのは、これまで日本政府が言ってきた「力による現状変更は許されない」という政府自身が言ってきたことにも反します。

アメリカ、イスラエルが名指しで批判されるのは当然であります。国際法、国連憲章を無視した攻撃は、たとえロシアであろうとアメリカであろうと、どんな大国であったとしても許されません。

もう 1 点は「地方自治体が意見書を上げるのはどうか」という点につきましては、土庄町には「非核平和宣言」という条例がございます。これは、二度と日本が戦争に巻き込まれないために、また核兵器を使わない、使わせないという土庄町の崇高なる条例です。

この立場に基づいても、議会で可決をすべきだということを強く訴えたいと思います。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

1 番 岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

反対の立場から討論を行います。

まず、私も戦争反対ですし、平和を願う気持ちは提案書と全く同じものがございます。

しかしですね、この意見書の内容には賛成できません。

私が調べたところ、この文章はですね、どなたかが SNS に載せている文面の丸写しでございました。

これをそのまま土庄町議会の名前で国に届けるわけにはいかない。

またですね、平和に関する意見書は非常に重いものがございます。

内容が内容ですから借り物の言葉で済ませるのではなく、議員全員です、しっかりと揉んで責任を持てる言葉で出すべきです。大切な願いを込めるからこそもっと慎重にですね、急ぐ気持ちもわかりますが、少しは時間をかけて協議することを強く求め本案には反対いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

- 議長（濱野良一君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。  
発議第 2 号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

- 議長（濱野良一君）  
起立少数であります。  
よって本案は否決されました。

## 議員の派遣

- 議長（濱野良一君）  
日程第 31、議員の派遣についてを議題といたします。  
議員の派遣についての申出書が提出されております。  
詳細については、配布のとおりであります。  
議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。  
お諮りいたします。  
配布のとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（濱野良一君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

- 議長（濱野良一君）  
日程第 32、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。  
土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。  
お諮りいたします。  
各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和 8 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 2 時 29 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（岡本真澄）

同議員（石井亨）